

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

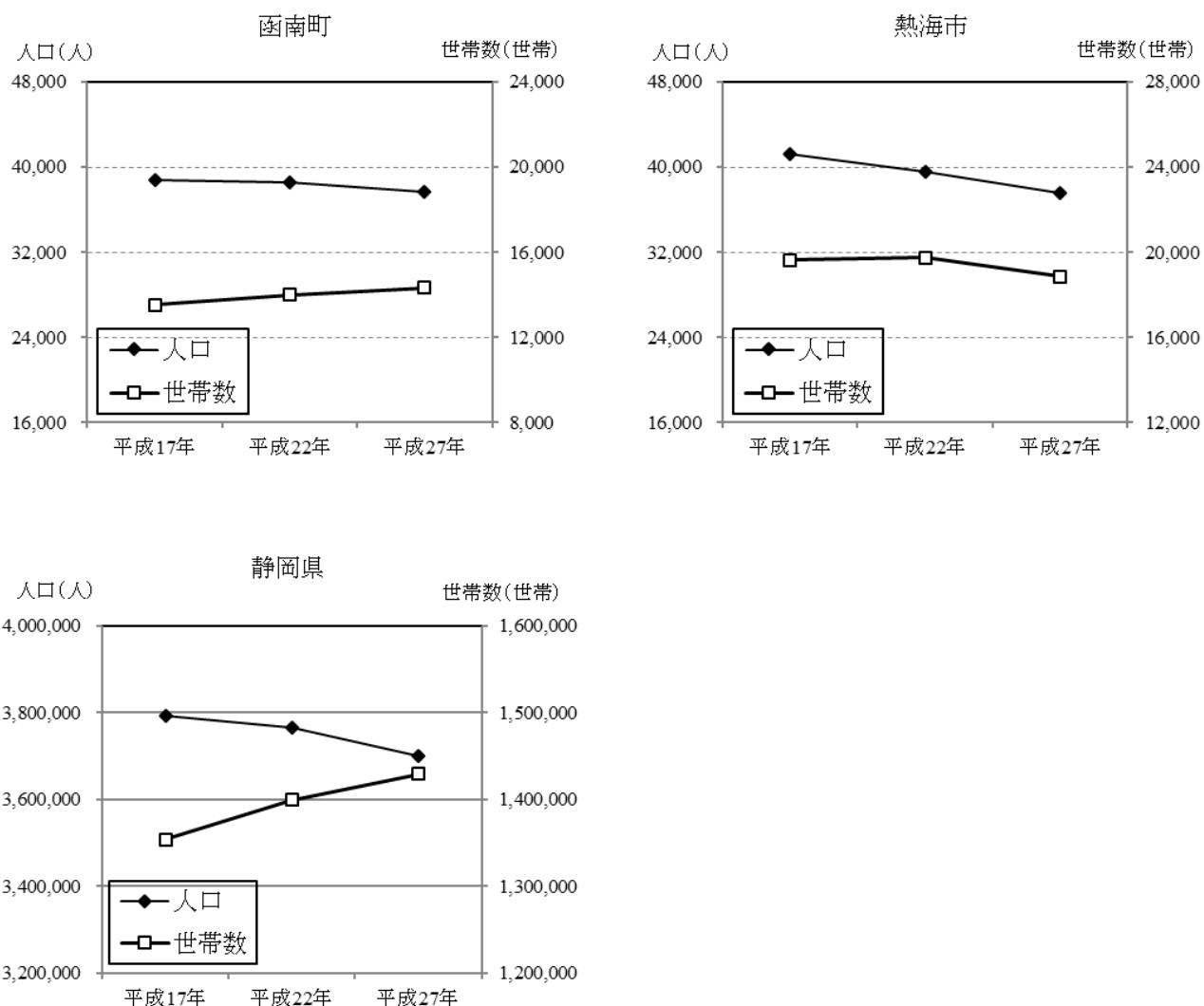
函南町、熱海市及び静岡県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。各地域の人口の推移は減少傾向にあるが、世帯数は函南町及び静岡県が増加傾向、熱海市は減少傾向である。

また、函南町の人口及び世帯数は「函南町の人口（令和 2 年 5 月末現在）」（函南町 HP、令和 2 年 6 月）によると、令和 2 年 5 月末現在、世帯数は 16,641 世帯、人口は 37,550 人となっている。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区分	年	人口（人）			世帯数 (世帯)
		総 数	男	女	
函南町	平成 17 年	38,803	18,915	19,888	13,524
	平成 22 年	38,571	18,736	19,835	13,993
	平成 27 年	37,661	18,301	19,360	14,317
熱海市	平成 17 年	41,202	18,496	22,706	19,628
	平成 22 年	39,611	17,718	21,893	19,740
	平成 27 年	37,544	16,926	20,618	18,846
静岡県	平成 17 年	3,792,377	1,868,458	1,923,919	1,353,578
	平成 22 年	3,765,007	1,853,952	1,911,055	1,399,140
	平成 27 年	3,700,305	1,820,993	1,879,312	1,429,600

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕



[「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成]
図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

函南町、熱海市及び静岡県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、函南町、熱海市及び静岡県とともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

(単位：人、() 内は%)

産業	函南町	熱海市	静岡県
第一次産業	688 (3.8)	265 (1.6)	70,905 (3.8)
農業	665	186	65,030
林業	6	4	1,660
漁業	17	75	4,215
第二次産業	5,080 (27.7)	2,045 (12.3)	600,751 (32.2)
鉱業、採石業、砂利採取業	5	1	543
建設業	1,668	1,286	135,745
製造業	3,407	758	464,463
第三次産業	12,344 (67.3)	14,120 (85.2)	1,136,779 (60.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	71	83	8,185
情報通信業	291	248	25,318
運輸業、郵便業	855	693	96,833
卸売、小売業	2,838	2,605	278,941
金融、保険業	318	240	37,423
不動産業、物品賃貸業	306	653	27,038
学術研究、専門・技術サービス業	597	469	48,806
宿泊業、飲食サービス業	1,376	4,137	109,851
生活関連サービス業、娯楽業	780	785	66,906
教育、学習支援業	759	546	76,107
医療、福祉	2,401	1,849	194,190
複合サービス事業	168	140	15,844
サービス業（他に分類されないもの）	1,180	1,172	97,404
公務（他に分類されるものを除く）	404	500	53,933
分類不能の産業	224 (1.2)	136 (0.8)	56,719 (3.0)
総数	18,336	16,566	1,865,154

注：1. 第1次～第3次産業の割合は第1次～第3次産業の合計に対する比率（%）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（%）を示す。

2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

[「平成 27 年 国勢調査」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成]

(1) 農業

函南町、熱海市及び静岡県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年における販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、函南町及び静岡県が稻、熱海市は野菜類が最も多くなっている。また、販売目的の家畜等の飼育経営体数は、函南町が乳用牛、熱海市及び静岡県は栽培きのこが最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼育経営体数

（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

区分	種類	函南町	熱海市	静岡県
作物	稻	245	—	14,626
	麦類	1	—	216
	雑穀	5	—	179
	いも類	42	1	2,594
	豆類	15	1	951
	工芸農作物	4	—	9,763
	野菜類	167	15	11,386
	花き類・花木	10	1	2,751
	その他の作物	6	—	953
家畜等	乳用牛	22	—	254
	肉用牛	19	—	281
	豚	1	—	92
	採卵鶏	1	—	111
	ブロイラー	—	—	23
	栽培きのこ	6	1	510

注：「—」は、調査を行ったが事実がないものを示す。

[「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成]

(2) 林業

函南町、熱海市及び静岡県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年の林野面積は函南町が 3,586ha、熱海市が 3,825ha、静岡県が 495,653ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林		
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林
函南町	3,586	—	—	—	3,586	—	35
熱海市	3,825	928	928	—	2,897	2	845
静岡県	495,653	85,338	82,254	3,084	410,315	15,732	44,619

注：「—」は、調査を行ったが事実がないものを示す。

[「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成]

(3) 工 業

函南町、熱海市及び静岡県の工業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

平成 29 年の製造品出荷額等は、函南町が 2,749,894 万円、熱海市が 336,638 万円、静岡県が 1,678,711,346 万円となっている。

表 3.2-5 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 29 年 6 月 1 日現在）

区分	函南町	熱海市	静岡県
事業所数（事業所）	53	20	9,138
従業者数（人）	1,281	224	405,154
製造品出荷額等（万円）	2,749,894	336,638	1,678,711,346

〔「平成 30 年（2018）工業統計調査 地域別統計表」（経済産業省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

(4) 商 業

函南町、熱海市及び静岡県の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

平成 28 年の年間商品販売額は、函南町が 46,809 百万円、熱海市が 61,359 百万円、静岡県が 10,881,426 百万円となっている。

表 3.2-6 商業の状況（平成 28 年 6 月 1 日現在）

業種	区分	函南町	熱海市	静岡県
卸売業	事業所数（事業所）	49	82	9,124
	従業者数（人）	256	679	75,387
	年間商品販売額（百万円）	11,602	28,169	6,972,575
小売業	事業所数（事業所）	186	412	27,171
	従業者数（人）	1,670	1,803	186,119
	年間商品販売額（百万円）	35,207	33,190	3,908,851
合 計	事業所数（事業所）	235	494	36,295
	従業者数（人）	1,926	2,482	261,506
	年間商品販売額（百万円）	46,809	61,359	10,881,426

〔「平成 28 年経済センサス－活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

函南町、熱海市及び静岡県の地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

表 3.2-7 地目別土地利用の状況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

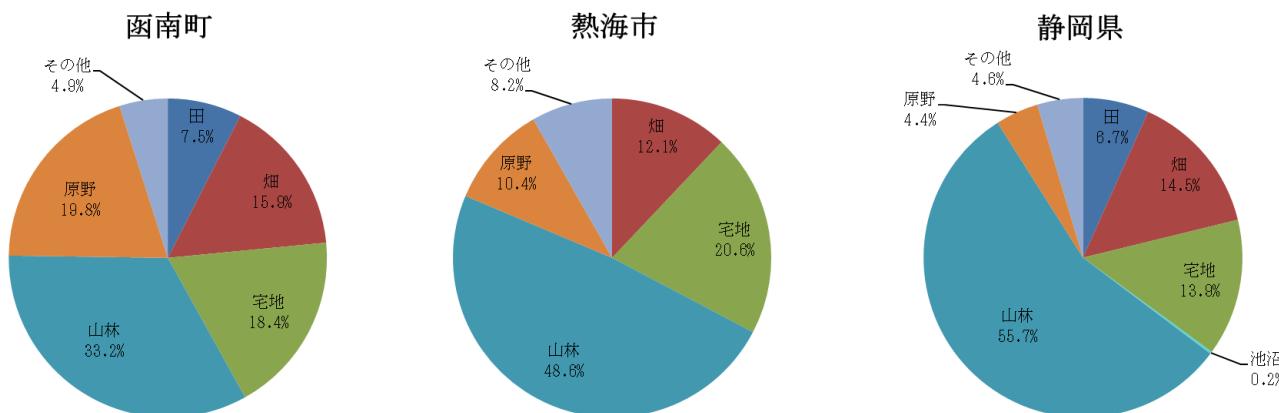
(単位 : ha、() 内は%)

区分	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	その他	総数
函南町	276 (7.5)	587 (15.9)	681 (18.4)	—	1,226 (33.2)	733 (19.8)	180 (4.9)	3,693 (100)
熱海市	—	407 (12.1)	696 (20.6)	—	1,640 (48.6)	351 (10.4)	278 (8.2)	3,372 (100)
静岡県	27,349 (6.7)	59,163 (14.5)	56,585 (13.9)	925 (0.2)	227,545 (55.7)	17,903 (4.4)	18,874 (4.6)	408,354 (100)

注：1. 数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

2. 「—」は事実のないものを示す。

[「静岡県統計年鑑 2018（平成 30 年）」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成]



[「静岡県統計年鑑 2018（平成 30 年）」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成]

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日)に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は都市地域となっている。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は森林地域となっている。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日)に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日)に基づく用途地域は、図 3.2-6 のとおりであり、対象事業実施区域の南東側には用途地域が分布している。

(4) 自然公園法に基づく自然公園地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 1 年 6 月 14 日)に基づく自然公園地域は図 3.2-7 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には自然公園が分布している。

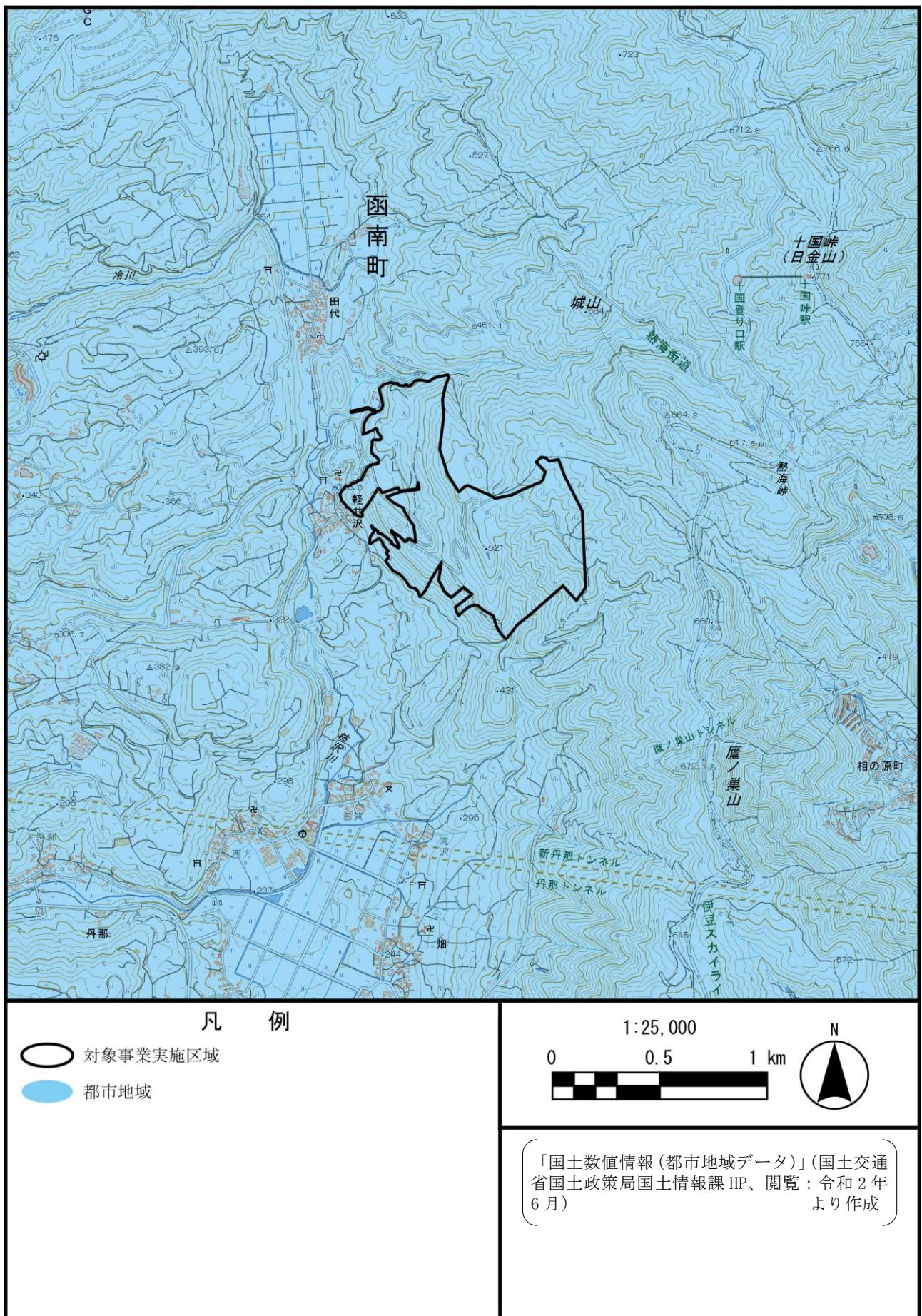


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

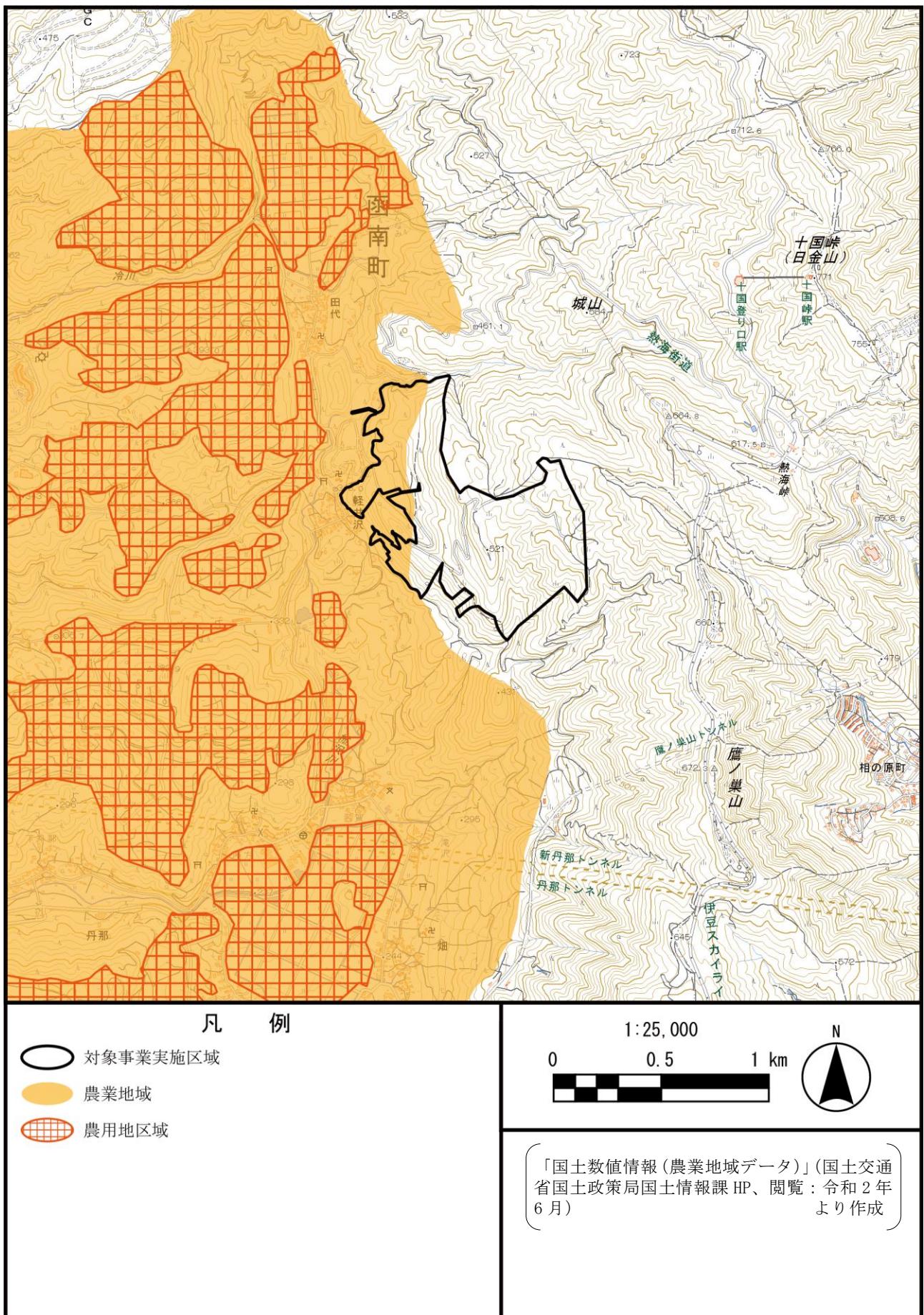


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

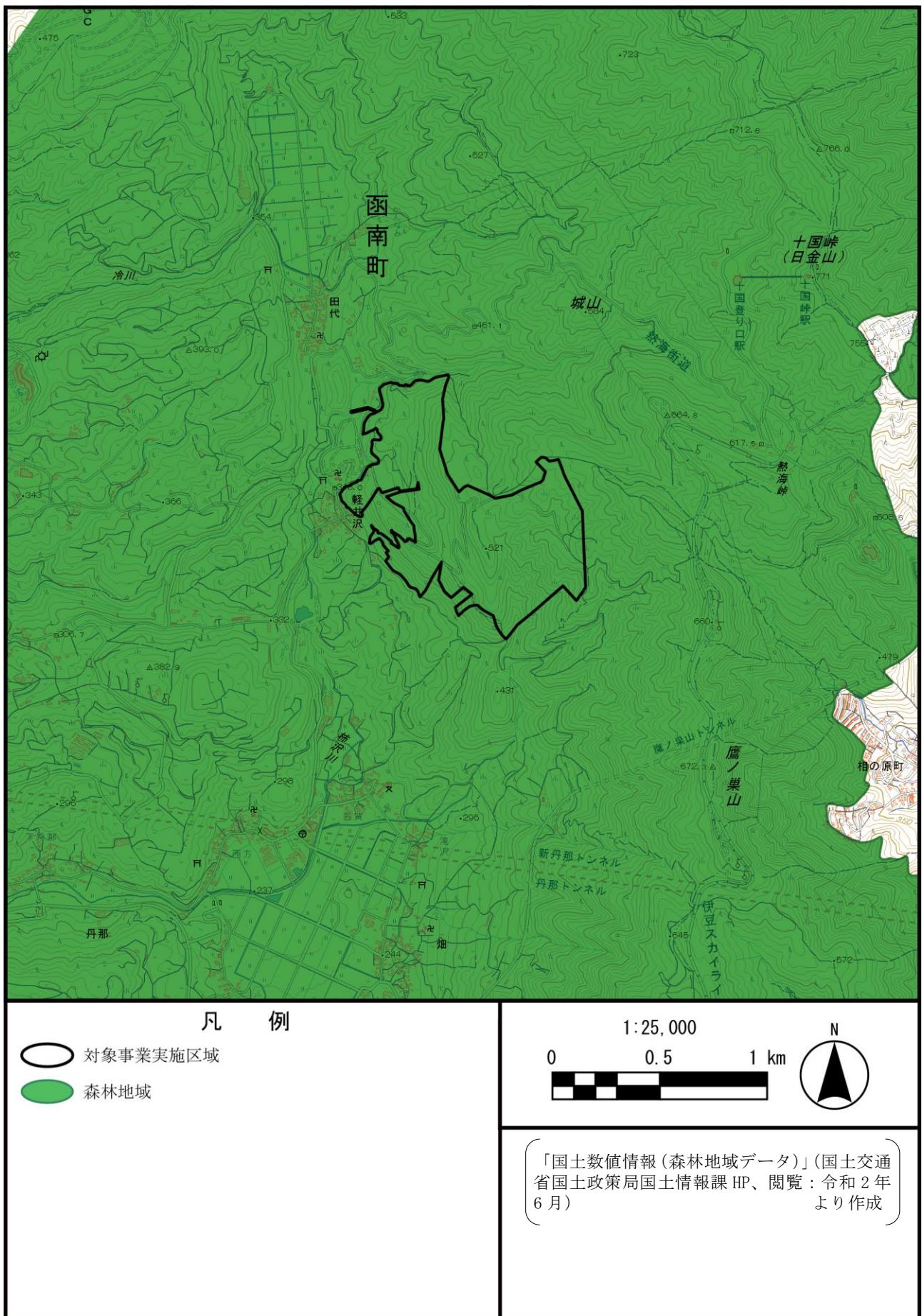


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

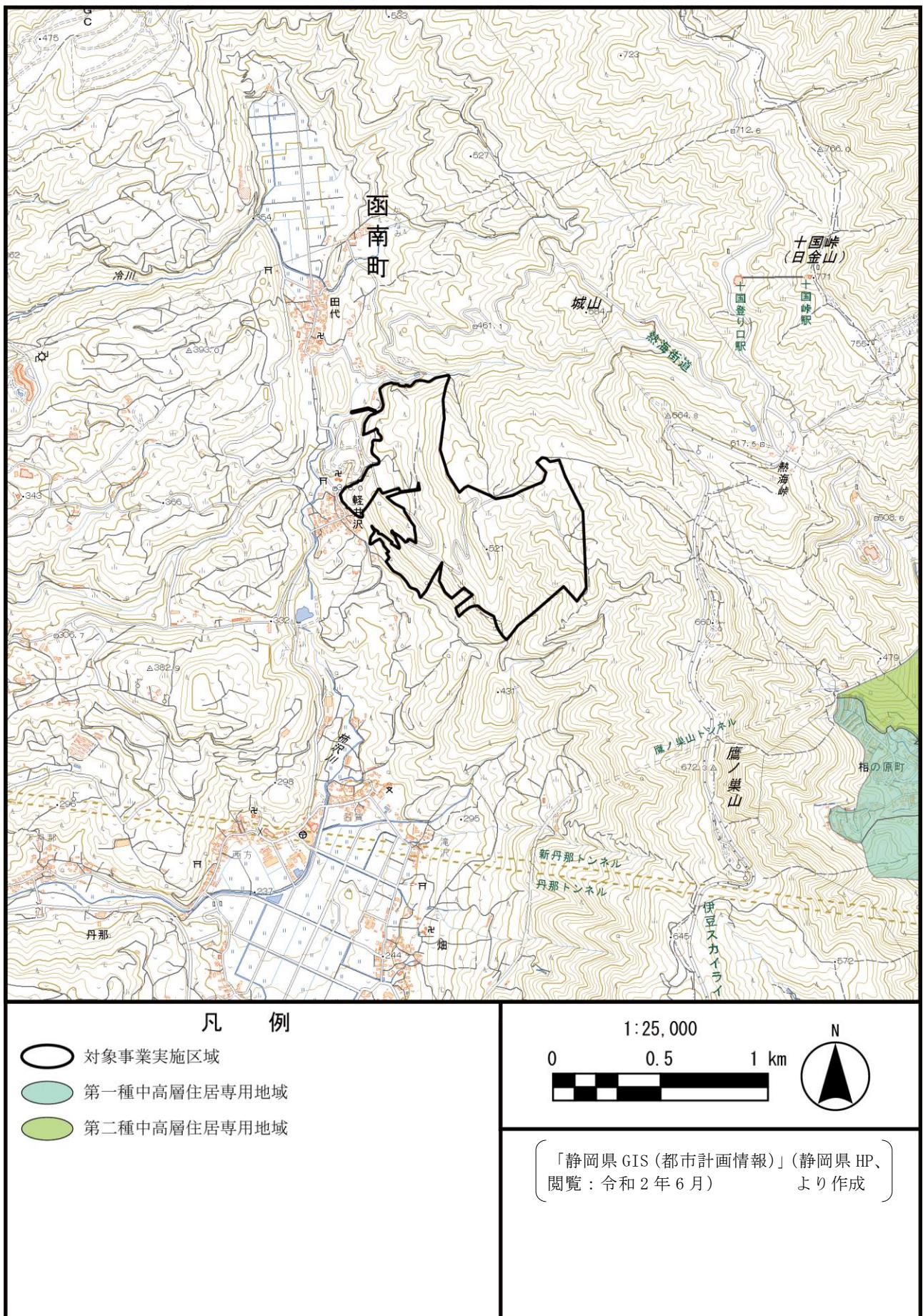


図 3.2-6 都市計画に基づく用途地域

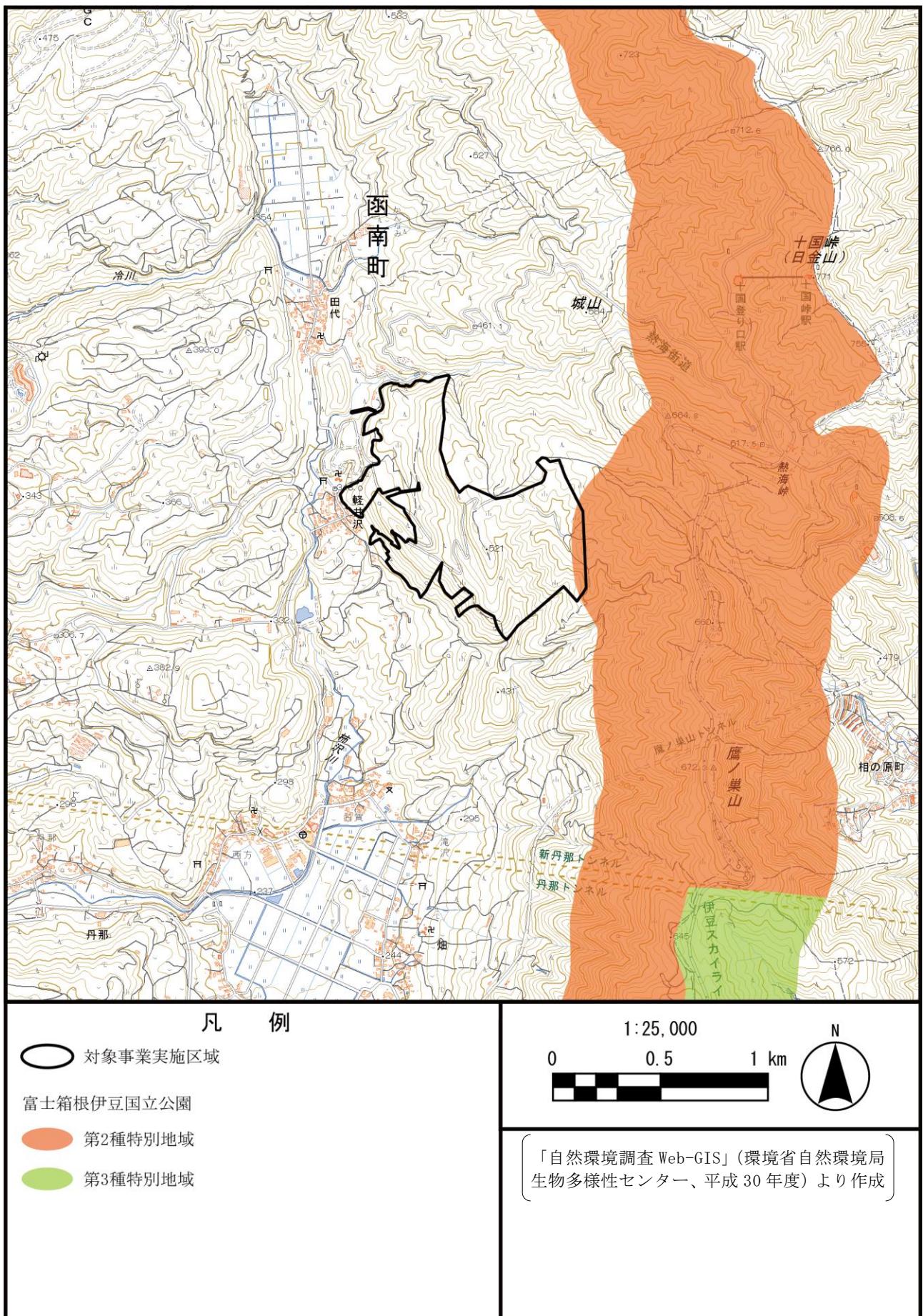


図 3.2-7 自然公園法に基づく自然公園地域

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲において、水道用水は上水道及び簡易水道を利用している。

表 3.2-8 水道用水の取水状況（簡易水道・平成 30 年度）（函南町）

事業主体名		水源名	原水の種類	給水区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	年間給水量 (m ³)
市町村名	事業名称					
函南町	畠、丹那	牧場	湧水	303	303	39,500
	田代・軽井 沢・丹那 地区簡易水	田代水源	湧水	520	520	411,655
		西方水源	深井戸			
		びんの沢水源	深井戸			
		奴田場水源	深井戸			
	東部簡易水	県水	受水	1,597	1,597	810,656

〔「静岡県田方郡函南町 平成 31 年度 水道水質検査計画簡易水道版」（函南町、平成 31 年）
 「平成 30 年度静岡県の水道の現況」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

表 3.2-9 水道用水の取水状況（上水道・平成 30 年度）（熱海市）

市町村名	水系	水源名	原水の種類	給水区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	年間給水量 (千 m ³)
熱海市	駿豆	相の原受水	受水	36,109	36,109	11,357
	—	その他の水源	表流水・深井戸・湧水・受水			

注：水系の「—」及び水源名の「その他の水源」は、該当がないことを示す。

〔「熱海の水道（平成 30 年度版）」（熱海市 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）
 「平成 30 年度 静岡県の水道の現況」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、「流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」（国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）によると、柿沢川は農業用水として利用されている。また、「静岡県ため池マップ」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）によると、農業用のため池は函南町には存在しない。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川及び湖沼における、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づく内水面漁業権は、表 3.2-10 及び図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-10 内水面漁業権の内容

区分	免許番号	水産動物	漁法	区域	時期	漁業権者
静岡県 内共第8号 (狩野川水系)	あめ うなぎ あまご もくずがに	あめ	友釣 どぶ釣	全区域(大見川梅木発電所取水口から上流、持越川大堰堤から上流を除く)	5/20/以降で組合が定め公示する日から 12/31まで	狩野川 漁業 協同組合
				大見川梅木発電所取水口から上流、持越川大堰堤から上流域	7/1以降で組合が定め公示する日から 12/31まで	
		うなぎ	餌釣	柿田川	5/20 以降で組合が定め公示する日から 1/31まで	
				狩野川本流修善寺橋から上流(大見川を含む)	11/1から 12/31まで	
		あまご	ゴロ引き フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	狩野川石堂橋上流端から永代橋上流端まで	12/1から 12/31まで	
				全区域	周年	
		にじます	餌釣	全区域	周年	
				黄瀬川	3/1から 9/30まで	
		にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	全区域(黄瀬川を除く)	3/1から 9/30まで	
				全区域(柿田川を除く)	3/1から 5/19まで	
				全支流(柿田川を除く)、但し大見川は梅木発電所取水口から上流、持越川は大堰堤から上流、黄瀬川は鮎壺の滝から上流に限る。	5/20から 9/30まで	
				黄瀬川(鮎壺の滝より上流域に限る)	10/1から 12/31まで	
				全区域	3/1から 9/30まで	
		もくずがに	餌釣 フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	全区域(柿田川を除く)	3/1から 5/19まで	
				全支流(柿田川を除く)、但し大見川は梅木発電所取水口から上流、持越川は大堰堤から上流、黄瀬川は鮎壺の滝から上流に限る。	5/20から 9/30まで	
				狩野川の山田川合流点から下流	5/20から 7/31まで	
				全区域	10/1から 12/31まで	

「静岡県内水面漁業一覧」(静岡県 HP、閲覧：令和2年6月)
 「遊漁についての制限及び範囲(漁具・漁法の制限、採捕区域や期間など)」
 (静岡県 HP、閲覧：令和2年6月) より作成

2. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における地下水からの水道用水の取水状況は表 3. 2-8 及び図 3. 2-8 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲において、水道用水に地下水が利用されている。

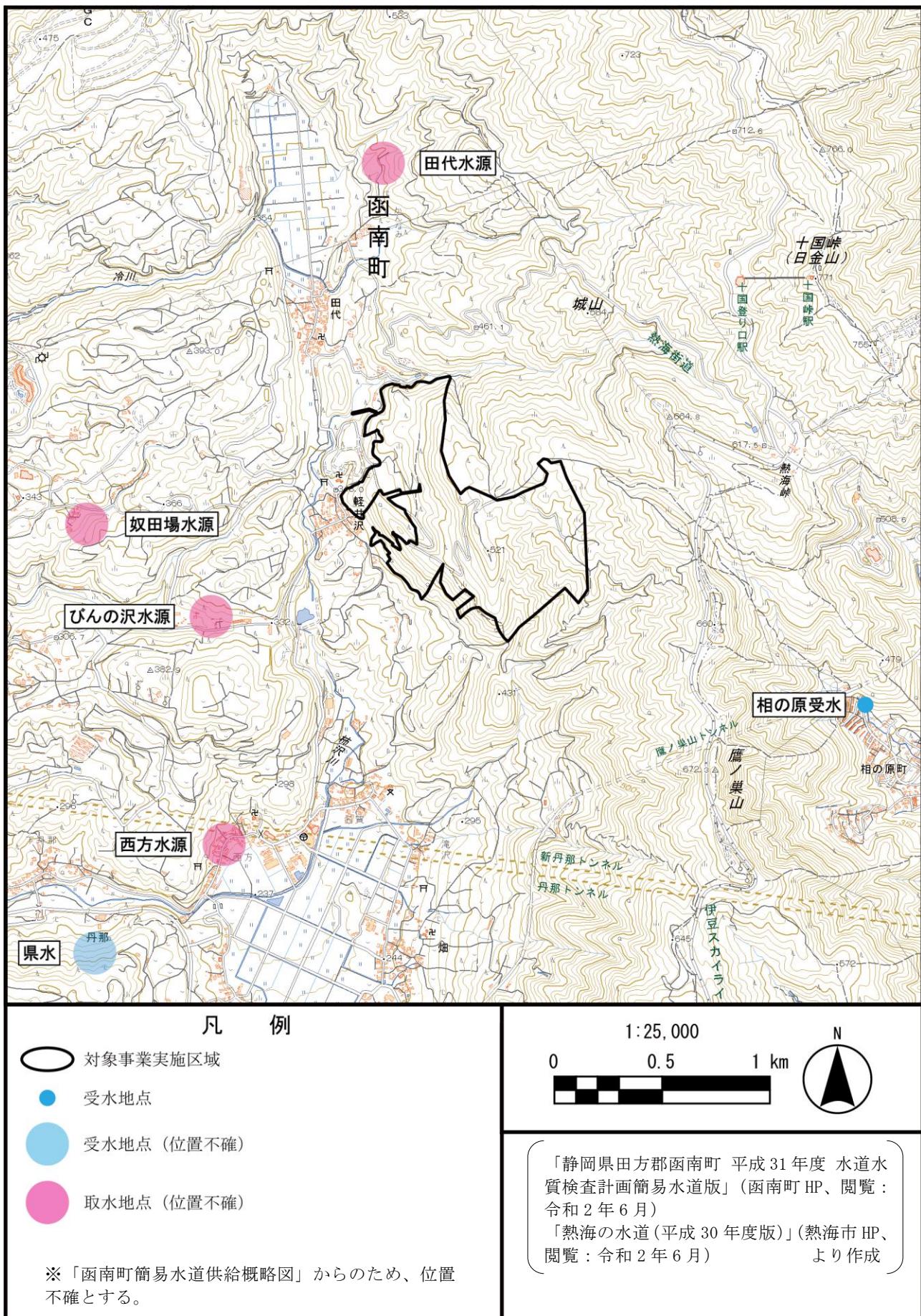


図 3.2-8 取水地点の状況

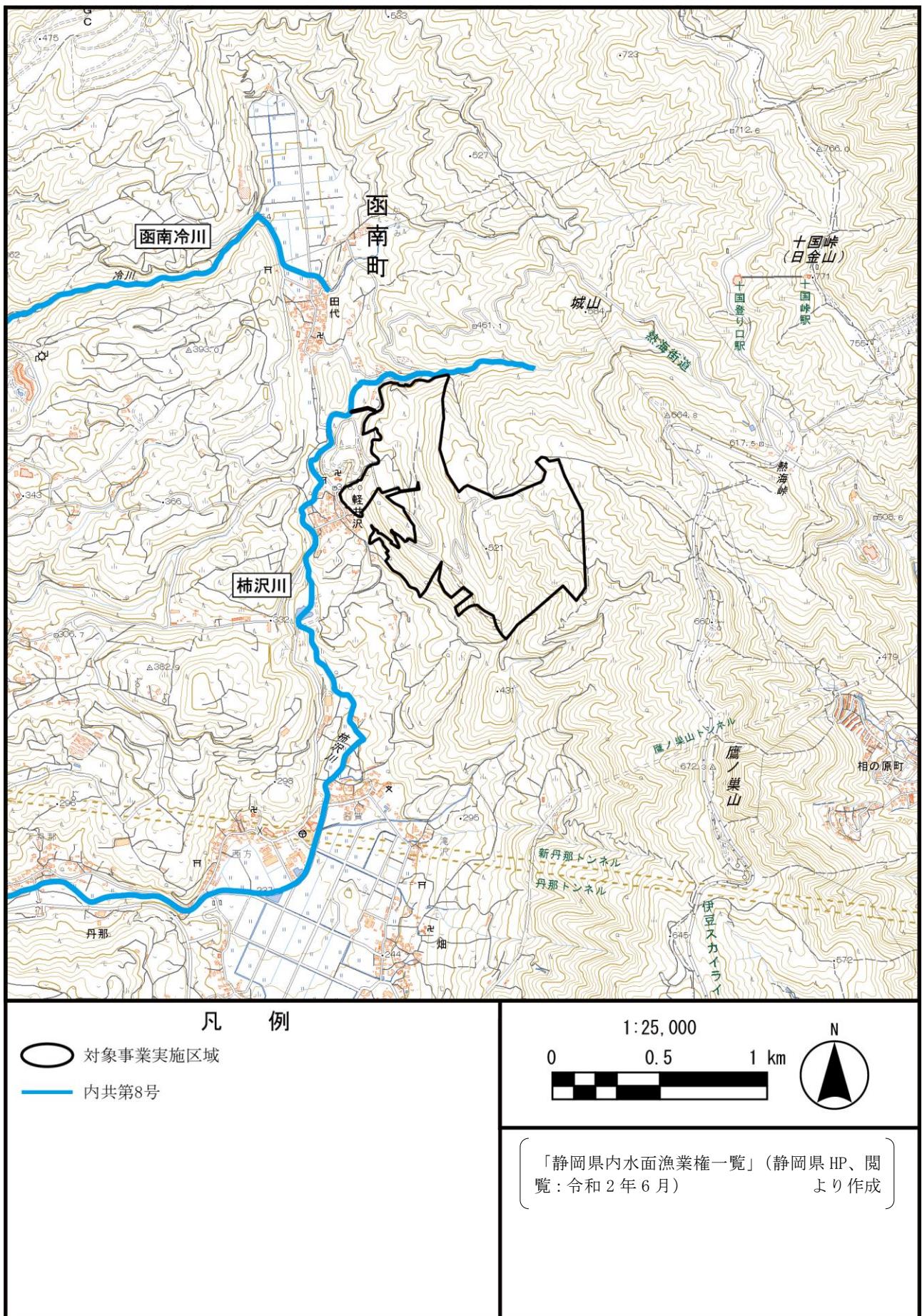


図 3.2-9 河川の利用状況(内水面漁業権)

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-10 のとおりであり、主要地方道 11 号、一般県道 135 号等が通っている。

平成 27 年度の交通量調査結果は、表 3.2-11 のとおりであり、観測区間は図 3.2-10 のとおりである。

また、対象事業実施区域の南側に東海道新幹線（新丹那トンネル）及び東海道本線（丹那トンネル）が通っている。

表 3.2-11 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

(単位：台)

番号	路線名	調査区間		昼間 12 時間 自動車類交通量 (台)			24 時間 自動車類 交通量 (台)	昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
		起点	終点	小型車	大型車	合計		
①	主要地方道 11 号 (熱海函南線)	熱海函南線	熱海市・函南町境	8,033	435	8,468	10,924	1.29
		熱海市・函南町境	田原野函南停車場線	8,033	435	8,468	10,924	1.29
		田原野函南停車場線	田原野函南停車場線	8,033	435	8,468	10,924	1.29
②	主要地方道 11 号 (熱海函南線)	熱海函南線	熱海市・函南町境	403	16	419	511	1.22
		熱海市・函南町境	熱海箱根峠線	403	16	419	511	1.22
		熱海箱根峠線	熱海函南線	403	16	419	511	1.22
③	一般県道 135 号 (原野函南停車場線)	熱海函南線	熱海函南線	735	43	778	934	1.20
		熱海函南線	清水函南停車場線	735	43	778	934	1.20
		清水函南停車場線	熱海市・函南町境	735	43	778	934	1.20

注：1. 表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体文字は、12 時間交通量、24 時間交通量とともに、交通量観測が実施された区間の交通量調査結果と、平成 22 年度の観測交通量より推定された交通量を記載している。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」
(国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月) より作成〕

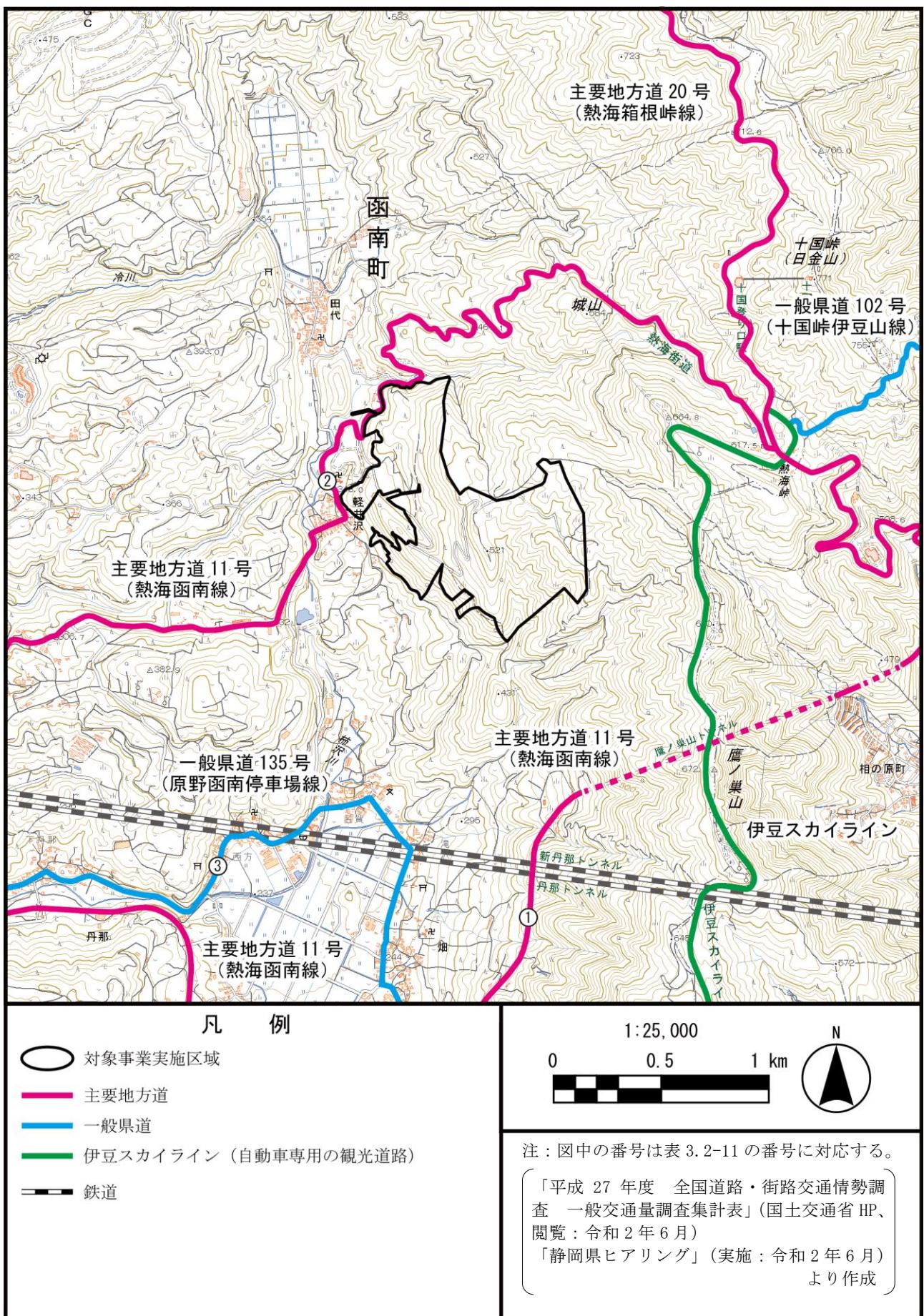


図 3.2-10 陸上交通の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-12 及び図 3.2-11 のとおりである。なお、対象事業実施区域内にはこれらの配慮が特に必要な施設はない。

対象事業実施区域の周囲には、約 0.9km の位置に丹那小学校及び丹那幼稚園がある。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-11 のとおりであり、対象事業実施区域から最寄り住居は隣接している。

表 3.2-12 配慮が特に必要な施設

区分	名称	所在地
幼稚園・保育園等	丹那幼稚園	函南町丹那 445 番地の 1
小学校	丹那小学校	静岡県田方郡函南町丹那 443 番地

〔「町立幼稚園案内」（函南町 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）
「小・中学校」（函南町 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

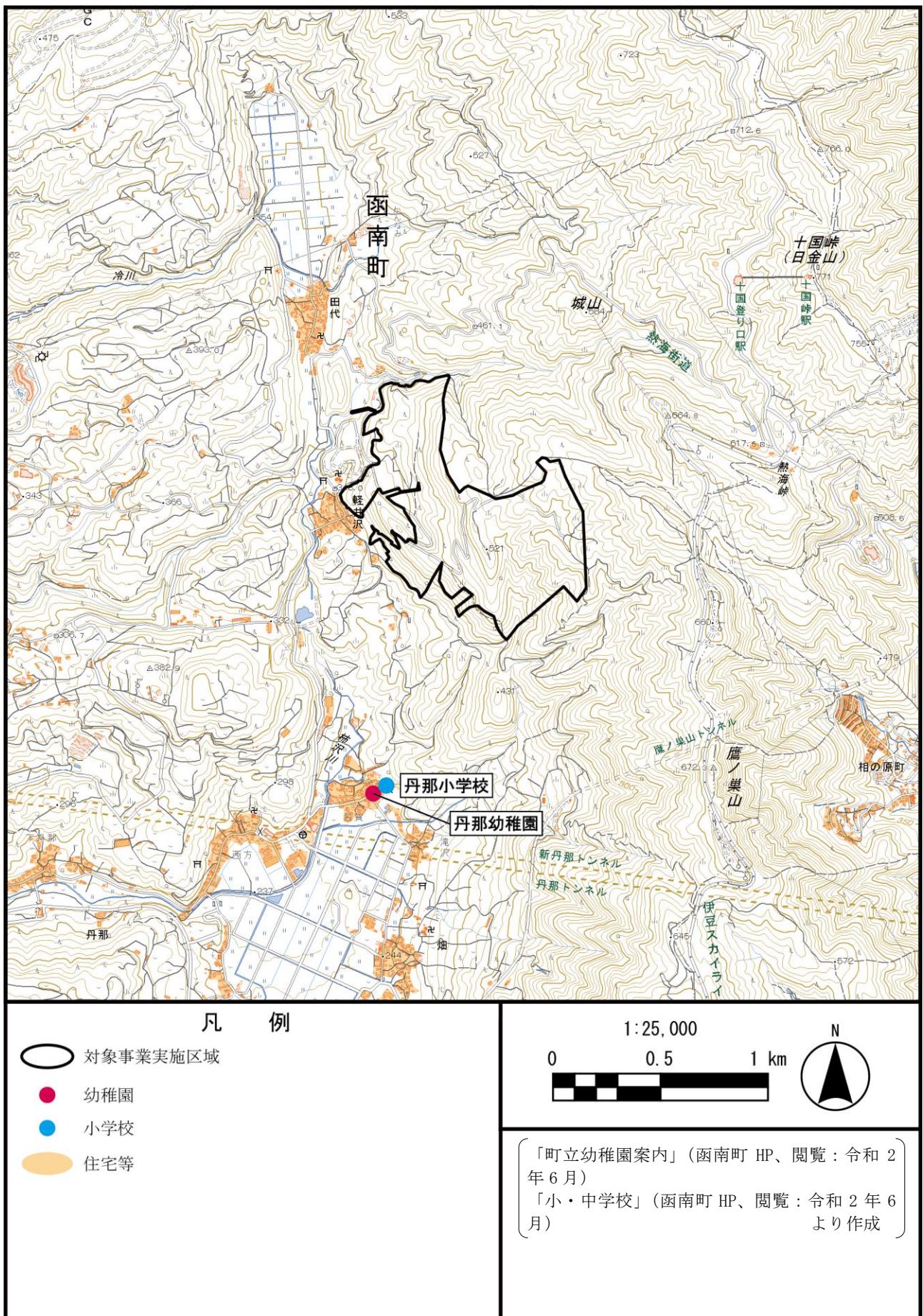


図 3.2-11 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

函南町、熱海市及び静岡県における、下水道の整備状況は、表 3.2-13 のとおりである。

平成 30 年度末の処理人口普及率は、函南町が 70.7%、熱海市が 67.7%、静岡県が 63.5% である。

表 3.2-13 下水道処理人口普及状況（平成 30 年度末）

区分	人口 (千人)	処理人口 (千人)	普及率 (%)
函南町	38	27	70.7
熱海市	37	25	67.7
静岡県	3,715	2,357	63.5

〔「静岡県における平成 30 年度末の汚水処理状況」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

函南町、熱海市及び静岡県における、一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-14 のとおりである。

平成 30 年度のごみ総排出量は、函南町が 15,091t、熱海市が 23,621t、静岡県が 1,205,161t となっている。

表 3.2-14 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（平成 30 年度）

区分	函南町	熱海市	静岡県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	12,790	19,567
	直接搬入量 (t)	1,956	3,533
	集団回収量 (t)	345	521
	合計 (t)	15,091	23,621
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	13,010	19,616
	直接最終処分量 (t)	0	0
	焼却以外の中間処理量 (t)	1,147	1,879
	直接資源化量 (t)	589	1,605
	合計 (t)	14,746	23,100
中間処理後再生利用量 (t)	1,934	3,374	131,478
リサイクル率 (%)	19.0	23.3	18.4
最終処分量 (t)	19	21	62,145

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔「平成 30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

静岡県における平成 29 年度の産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-15 のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における中間処理施設、最終処分場の施設の状況は表 3.2-16 及び図 3.2-12 のとおりである。

なお、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果報告書」(総務省、平成 29 年 9 月)によると、太陽光パネルの耐用年数は 20 年から 30 年程度とされており、将来、太陽光パネルの寿命や修理交換に伴い、2030 年代半ば頃から使用済太陽光パネル（以下「使用済パネル」という。）の排出量が急増する見込み（2015 年：約 2,400 トン→2040 年：約 80 万トン）となっている。また、2030 年までの間においても、住宅用太陽光パネルを中心に排出量は増えていく見込み（2015 年：住宅用 677 トン、非住宅用 1,674 トン→2030 年：住宅用 2 万 5,329 トン、非住宅用 4,150 トン）となっている。太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、関係法令に沿って適正な廃棄処理等が必要とされている。

表 3.2-15 産業廃棄物の処理状況（平成 29 年度）

(単位：千 t)

県	発生量	排出量	資源化量	減量化量	最終処分量
静岡県	10,047	10,047	4,255	5,573	220

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔「平成 31 年度静岡県産業廃棄物実態調査報告書（平成 29 年度実績）」（静岡県、平成 31 年）より作成〕

表 3.2-16(1) 産業廃棄物処理施設（平成 24 年度）

(単位：ヶ所)

県	市区町村	中間処理施設	最終処分場
静岡県	田方郡函南町	6	2
	熱海市	1	0
	三島市	10	1
	伊豆の国市	5	0
	静岡市	26	0
	富士市	88	7
	御殿場市	14	2
	富士宮市	23	0
	沼津市	23	1
	裾野市	2	0
	伊豆市	2	0
	伊東市	9	2
	下田市	5	0
	駿東郡長泉町	5	2
	駿東郡小山町	4	2
	駿東郡清水町	4	0
	賀茂郡西伊豆町	2	0
	賀茂郡松崎町	1	0
静岡県 合計		230	19

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

表 3.2-16(2) 産業廃棄物処理施設（平成 24 年度）

(単位：ヶ所)

県	市区町村	中間処理施設	最終処分場
神奈川県	相模原市	1	0
	厚木市	6	0
	海老名市	2	0
	平塚市	7	0
	茅ヶ崎市	2	0
	南足柄市	5	0
	小田原市	11	0
	秦野市	9	0
	高座郡寒川町	5	0
	足柄上郡開成町	1	0
	綾瀬市	3	0
	藤沢市	4	0
	伊勢原市	1	0
	鎌倉市	1	0
	中郡二宮町	1	0
	足柄上郡中井町	1	0
山梨県	富士吉田市	6	0
	都留市	5	0
	南都留郡富士河口湖町	2	0
	南都留郡西桂町	1	0
	南巨摩郡南部町	1	0
	南都留郡山中湖村	1	0
	南都留郡忍野村	1	0
神奈川県及び山梨県 合計		77	0
静岡県、神奈川県及び山梨県 合計		307	19

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成

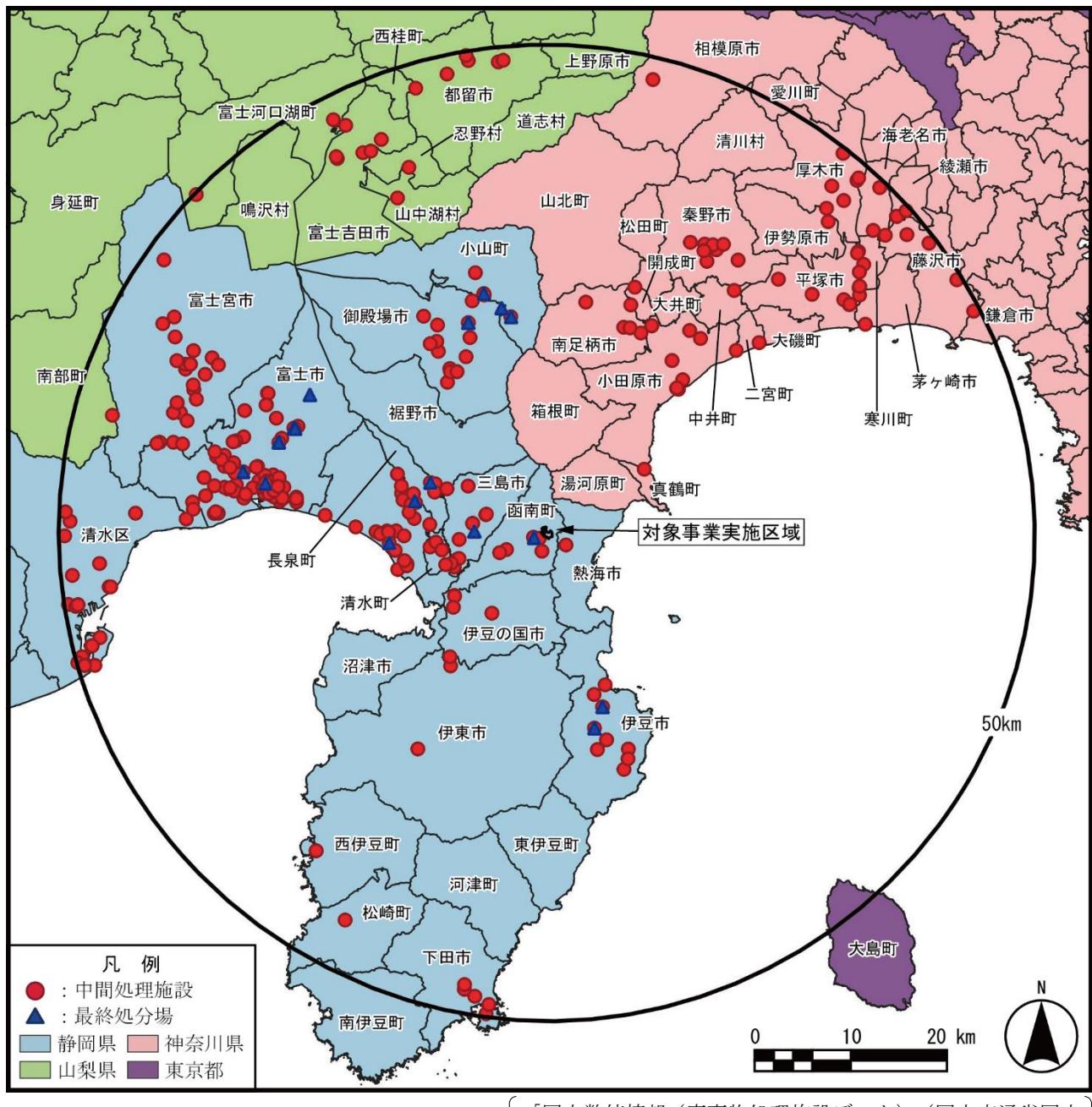


図 3.2-12 中間処理施設及び最終処分場の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-17(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-17(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-17(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

より作成

表 3.2-17(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成〕

② 騒 音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき定められている。

静岡県及び熱海市では表3.2-18のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、図3.2-6のとおり都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）であるため一般地域はB類型、道路に面する地域はB地域である。

表 3.2-18(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1. 静岡県（函南町）における地域の類型区分は以下のとおりである。

AA類型：特に静穏を要する地域とされるが、静岡県（函南町）には該当地域はない

A類型：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域

B類型：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域

C類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 热海市における地域の類型区分は以下のとおりである。

AA類型：特に静穏を要する地域とされるが、热海市内には該当地域はない

A類型：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B類型：第1種住居地域、第2種住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域

C類型：近隣商業地域、商業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
「静岡県函南町ヒアリング」（実施：令和2年7月）
「热海市の環境」（热海市、令和元年）より作成〕

表 3.2-18(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

注：1. 静岡県（函南町）における地域の類型区分は以下のとおりである。

A 地域：騒音規制法に基づく第 1 種区域並びに騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち A の地域の類型を当てはめる地域以外の地域

C 地域：騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域

2. 热海市における地域の類型区分は以下のとおりである。

A 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「平成 30 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）
「熱海市の環境」（熱海市、令和元年）
より作成

表 3.2-18(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められることは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注：幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路のうち、次の範囲をいう。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「平成 30 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）
「熱海市の環境」（熱海市、令和元年）
より作成

<参考：騒音の指定状況>

規制地域	類型指定	函南町
第 1 種区域	A 類型	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、
		第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域
第 2 種区域	B 類型	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
		都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（市街化調整区域を含む）
第 3 種区域	C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域		工業地域
指定なし	—	工業専用地域

注：1. 網掛けは、対象事業実施区域及びその周囲の用途地域の指定状況

2. 静岡県「静岡県函南町ヒアリング」（実施：令和 2 年 7 月）より作成

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-19のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-20及び表3.2-21のとおりであり、河川、湖沼ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は、図3.2-13のとおりであり、来光川上流（大土肥橋から上流の来光川本流）がA類型及び生物Aに指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-22のとおりであり、すべての地下水について定められている。

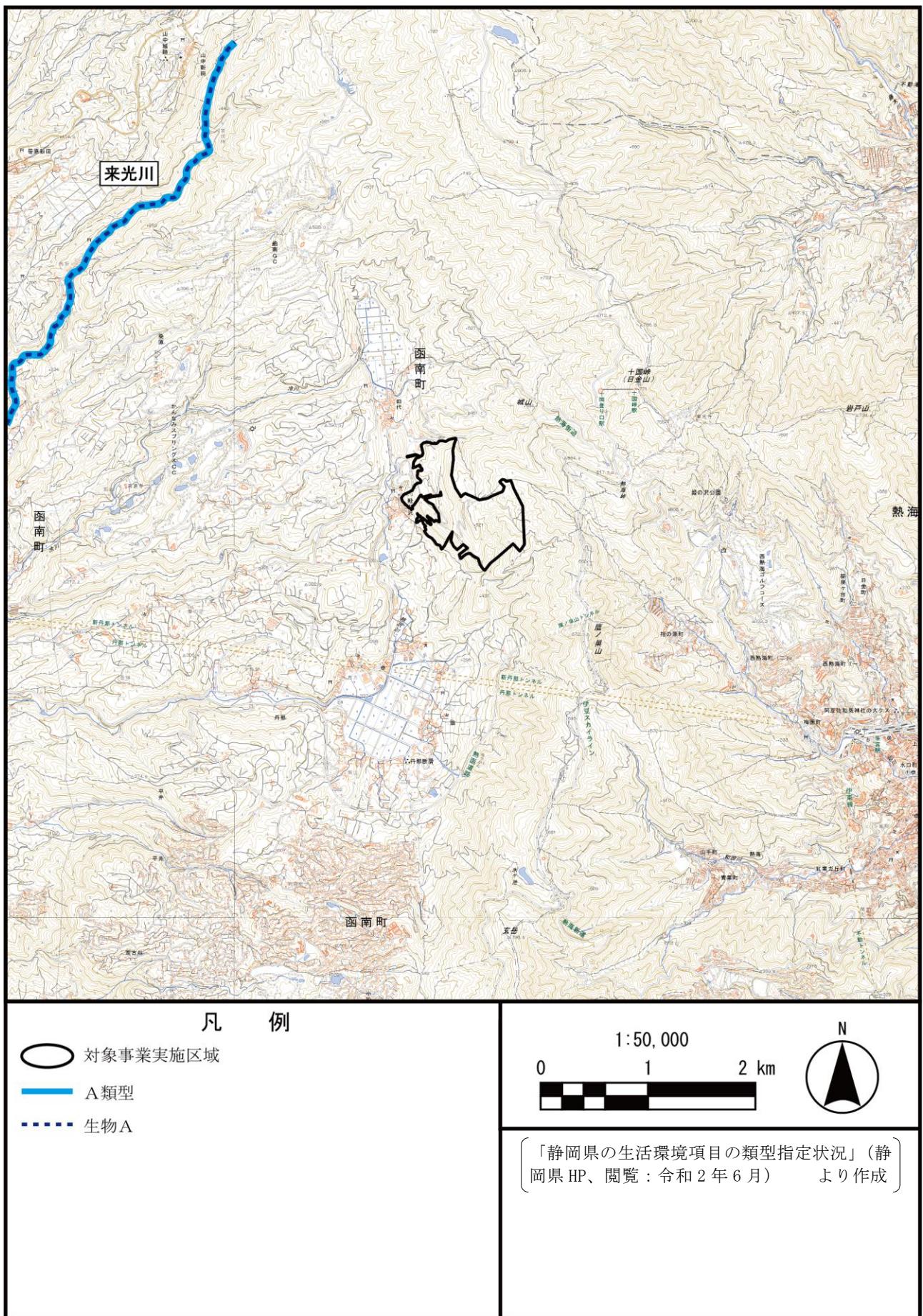


図 3.2-13 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-19 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンズルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
2. 基準値は、日間平均値とする。
3. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
2. 基準値は、年間平均値とする。
3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-21(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-21(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1.	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.	「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4.	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告
示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 20 日）より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-23 のとおりである。

表 3.2-23 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については適用しない。

[「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成]

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）及びに基づき、ばい煙にかかる特定施設及び規制基準が定められている。

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、函南町及び熱海市は 17.5 となっている。

ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年条例第 44 号）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲では、同法第 3 条第 3 項に基づき特別排出基準が定められている区域及び同法第 4 条第 1 項に規定に基づき条例で定める区域は存在しない。

また、対象事業実施区域及びその周囲では、同法第 5 条の 2 に基づく指定ばい煙（いおう酸化物及び窒素酸化物）の総量規制指定地域に指定されている地域は存在しない。

② 騒 音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）及びに基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-25～表 3.2-28 のとおりである。

函南町及び熱海市では用途地域等に応じた規制地域の指定を行っており、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域であるため第 2 種区域である。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準（静岡県）

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考：

第 1 種区域； 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域

第 2 種区域； 第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域以外の区域

第 3 種区域； 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区(用途地域内の区域を除く。)

第 4 種区域； 工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)

- 注：1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域についてはそれぞれ騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ上表の備考のとおりとする。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
3. 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第 3 種区域及び第 4 種区域内へ 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
4. 上表において、用途地域、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 39 条第 1 項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。

〔「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 11 年静岡県規制第 9 号) より作成〕

表 3.2-24 特定工場等において発生する騒音の規制基準（熱海市）

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考：

第 1 種区域； 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域； 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域

第 3 種区域； 近隣商業地域、商業地域

第 4 種区域； 一

- 注：1. 「一」は、該当がない事を示す。

2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

3. 第 1 種区域と第 3 種区域若しくは第 4 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「熱海市の環境」(熱海市、令和元年) より作成〕

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準（静岡県）

区域の区分	騒音基準値	作業が行われない時刻	1日当たり連続作業時間	連続作業時間	作業禁止日
1号区域	85 デシベル	19:00～7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

注：1号区域；表 3.2-30 に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

2号区域；前項に掲げる区域以外の区域

〔「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年静岡県規制第 9 号）より作成より作成〕

表 3.2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準（熱海市）

区域の区分	騒音基準値	作業できない時刻	1日の作業時間	作業期間	日曜・休日の作業
第1号区域	85 デシベル	19:00～7:00	10 時間	連続 6 日	禁止
当該作業がその作業を開始した日に終わるものと除く	—	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行のための夜間に使う必要がある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき夜間に使うべき場合	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合		例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行及び変電所の工事のため日曜・休日に行う必要のある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき日曜・休日に行うべき場合

注：「—」は、該当がないことを示す。

〔「熱海市の環境」（熱海市、令和元年）より作成〕

表 3.2-28 指定地域内における自動車騒音の要請限度（静岡県）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注：1. a 区域；騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b 区域；騒音規制法に基づく第2種区域のうち a の区域の区分をあてはめる地域以外の地域

c 区域；騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

2. において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第 1 の 20 の 2 の項(1)の規定に基づき町長が指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた地域をいう。

〔騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令〕（平成 12 年總理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 〔騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定に基づき知事が定める区域の区分〕（平成 12 年静岡県告示第 307 号）

より作成

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-29～表 3.2-33 のとおりである。

函南町及び熱海市では用途地域等に応じた規制地域の指定を行っており、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域であるため第 1 種区域である。

表 3.2-29 特定工場等において発生する振動の規制基準（静岡県）

区域の区分		時間の区分	昼 間 (8:00～20:00)	夜 間 (20:00～8:00)
第 1 種区域	1	騒音規制法に基づく第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第 2 種区域	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	1	騒音規制法に基づく第 3 種区域	70 デシベル	60 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 第 1 種区域の 1、第 1 種区域の 2、第 2 種区域の 1 及び第 2 種区域の 2 は、振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域についてはそれぞれ振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づき第 1 種区域の 1、第 1 種区域の 2、第 2 種区域の 1 及び第 2 種区域の 2 として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ表 3.2-25 の備考に定められた第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とする。

〔「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 11 年静岡県規制第 9 号) より作成〕

表 3.2-30 特定工場等において発生する振動の規制基準（熱海市）

区域の区分		時間の区分	昼 間 (8:00～20:00)	夜 間 (20:00～8:00)
種別	該当区域			
第 1 種区域	1	騒音規制法に基づく第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第 2 種区域	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	1	騒音規制法に基づく第 3 種区域	70 デシベル	60 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：指定地域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「熱海市の環境」（熱海市、令和元年）より作成〕

表 3.2-31 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準（静岡県）

区域の区分	基準値	作業が行われない時刻	1日当たり連続作業時間	連続作業時間	作業禁止日
1号区域	75 デシベル	19:00～7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

注：1号区域；表3.2-29に掲げる第1種区域の1、第1種区域の2及び第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おむね80メートル以内の区域

2号区域；前項に掲げる区域以外の区域

[「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年静岡県規制第9号）より作成]

表 3.2-32 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準（熱海市）

区域の区分	振動基準値	作業できない時刻	1日の作業時間	作業期間	日曜・休日の作業
第1号区域	75 デシベル	19:00～7:00	10 時間	連続6日	禁止
当該作業がその作業を開始した日に終わるもの除く	—	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行のための夜間に使う必要がある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき夜間に使うべき場合	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行及び変電所の工事のため日曜・休日に行う必要のある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき日曜・休日に行うべき場合	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行及び変電所の工事のため日曜・休日に行う必要のある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき日曜・休日に行うべき場合

注：「—」は、該当がないことを示す。

[「熱海市の環境」（熱海市、令和元年）より作成]

表 3.2-33 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～20:00)	夜間 (20:00～8:00)
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

[「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日）より作成]

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が表 3.2-34 のとおり定められている。また、静岡県においては、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例」(昭和 47 年静岡県条例第 27 号、最終改正：平成 22 年 3 月 26 日)により上乗せ排水基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-34(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアノ化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成]

表 3.2-34(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成]

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

静岡県では、悪臭物質の濃度及び臭気指数による規制地域の指定が行われている。函南町については、全域に「臭気指数」による規制が行われている。熱海市については、全域に「特定悪臭物質の濃度」による規制が行われている。その規制基準は、表 3.2-35 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲は悪臭規制地域に指定されているが、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-35 (1) 静岡県内の悪臭の基準（平成 31 年 4 月 1 日現在）

市町村名	告示主体	規制方法※1	規制地域	基準※2
函南町	町	指数	市街化区域	15
			市街化区域を除く町全域	18
熱海市	市	特定	市全域	E

注：※1；特定：悪臭防止法第 4 条第 1 項に基づく特定悪臭物質の濃度による規制

指数：悪臭防止法第 4 条第 2 項に基づく臭気指数による規制

※2；特定悪臭物質の濃度による規制を行っている地域；規制基準に係る区域の区分

臭気指数による規制を行っている地域；臭気指数（1 号基準）

（2 号基準及び 3 号基準については、環境省令による方法で算定する。）

〔「静岡県内の悪臭の基準」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）〕

表 3.2-35(2) 悪臭に係る規制基準

(敷地境界線の地表における許容限度、2号基準及び3号基準の適用を受ける特定悪臭物質)

(単位: ppm)

特定悪臭物質	1号			2号	3号
	A区域	E区域	F区域	基準	基準
アンモニア	1	2	5	○	—
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	—	○
硫化水素	0.02	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.01	0.05	—	○
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	—	○
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	○	—
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	○	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	○	—
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	○	—
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02	○	—
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006	○	—
イソブタノール	0.9	0.9	4	○	—
酢酸エチル	3	3	7	○	—
メチルイソブチルケトン	1	1	3	○	—
トルエン	10	10	30	○	—
スチレン	0.4	0.4	0.8	—	—
キシレン	1	1	2	○	—
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	—	—
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	—	—
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	—	—

注：1. A区域：最もきびしい基準値を設定した区域

E区域：窒素化合物、低級脂肪酸に中庸で、他の物質にきびしい基準値を設定した区域

F区域：窒素化合物、低級脂肪酸に対する順応性を考慮し、他の物質に中庸な基準値を設定した区域

2. 「○」及び「—」は2号基準及び3号基準の適用を受ける特定悪臭物質の有無を示す。

〔「特定悪臭物質の規制基準」（静岡県HP、閲覧：令和2年6月）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-36 のとおりである。函南町及び熱海市において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、函南町及び熱海市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号、平成 23 年 8 月 30 日)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-36(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液 1L につきふつ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

[「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年年 4 月 2 日) より作成]

表 3.2-36(2) 区域の指定に係る基準（土壤含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につきふつ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

[「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年年 4 月 2 日) より作成]

⑦ 地盤沈下

静岡県においては、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日) 及び「静岡県地下水の採取に関する条例」(昭和 52 年静岡県条例第 25 号) により、規制地域を指定して地下水の揚水の規制等が定められている。対象事業実施区域及びその周囲においては、規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日) 及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日) により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む。)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日) により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日) の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 静岡県環境基本計画

「(改訂版) 第3次静岡県環境基本計画」は、「静岡県環境基本条例」第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために平成28年3月に策定された。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としている。

同計画では、地球温暖化の進行、資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題や、環境・エネルギー対策で経済を浮揚させるといった近年の社会情勢を踏まえ、静岡県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにするとともに、県民や事業者、行政などのすべての主体が、「知っている」から「行動する」主体となって取り組むための基本的な方向性を示すことにより、持続可能な社会を実現することを目的として取組んでいる。施策の体系は表3.2-37のとおりである。

表3.2-37 静岡県環境基本計画の施策の体系

区分	施策
I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	暮らしに「もったいない」、ビジネスに「環境の視点」を定着する
II 低炭素社会に向けた取組	快適な暮らしと事業活動を実現する低炭素社会の構築
III 循環型社会に向けた取組	あーす(明日・Earth)のために“もったいない!!”衣・食・住でごみ削減
IV 自然共生社会に向けた取組	自然生態系が適切に保持される仕組みを構築する

〔(改訂版) 第3次静岡県環境基本計画」(静岡県、平成28年)より作成〕

② 函南町総合計画

函南町では、平成19年6月に策定された「第五次函南町総合計画」が10年を経過するところから、平成27年度より準備を進め「第六次函南町総合計画」が平成29年3月に策定された。同計画では、今後10年間の将来都市像を「第五次総合計画」における環境・健康に交流を加え、道の駅をはじめとした地域内外との交流が飛躍的に向上するとともに、人々や地域のコミュニティによる交流、産業交流などを目指して。また、環境・防災の取り組みとしては、地球規模の環境問題への対応として、多様な生態系を守り・育む自然環境保全と自然との共生社会の実現に取り組み、地球温暖化による世界的規模での気候変動による大規模災害やエネルギー問題を踏まえ、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの活用、環境負荷の少ない低炭素社会の構築を目指している。計画の体系は表3.2-38のとおりである。

表3.2-38 函南町の基本理念と6つの柱

基本理念	6つの柱				
	政策分野1	環境	環境・防災	快適に安心して暮らせる環境づくり	
～住んでよし 訪れてよし 函南町～			社会基盤	コンパクトで効率的な都市づくり	
政策分野2	健康	健康・福祉	誰もが活き活きと暮らせる健康づくり		
		～住んでよし 訪れてよし 函南町～			教育
政策分野3	交流	産業	活力とゆとりを生み出す産業づくり		
		にぎわい	魅力とにぎわいのある交流づくり		

〔第六次函南町総合計画」(函南町、平成29年)より作成〕

③ 热海市の環境基本計画

「第二次热海市環境基本計画」は、「热海市環境基本条例」第9条に基づき、条例で示された理念の実現に向けて、平成24年3月に策定された。計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間としている。同計画では、目指す環境像として、『恵まれた自然に誇りを持ち、循環を基調とした心あたたまる環境にやさしいまち 热海』を掲げ、3つの重点プロジェクトを設定し、今後、この環境像の実現に向け、市、市民、事業者、観光客等のすべての人が協力し合い、豊かな環境を守り、将来に引き継いで行くよう取り組んでいる。計画の体系は表3.2-39のとおりである。

表3.2-39 取り組みの体系

環境像	基本目標			
恵まれた自然に誇りを持ち、循環を基調とした心あたたまる環境にやさしいまち 热海	地球環境	低酸素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して		
	生活環境	市民も観光客も快適に過ごせる、人と環境にあたたかいまちを目指して		
	自然環境	緑と水と生き物の息吹が感じられる、自然と共生するまちを目指して		
	人づくり	環境にやさしい行動の実践者を拡大し、人の輪が広がるまちを目指して		

〔「第二次热海市環境基本計画」(热海市、平成24年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 1 年 6 月 14 日）及び「静岡県立自然公園条例」（昭和 36 年静岡県条例第 53 号、最終改正：令和元年 10 月 25 日）に基づく自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）は表 3.2-40 及び図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には「富士箱根伊豆国定公園」が存在している。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域。

普通地域：国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域。

表 3.2-40 自然公園の概要

公園名 (指定年月日)	面積 (陸域のみ)	特別地域	普通地域
富士箱根伊豆国定公園（伊豆半島地域） (昭和 30 年 3 月 15 日)	22,439	20,848	1,591

〔「富士箱根伊豆国定公園の概要について」（静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）
「日本の国立公園一覧」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）より作成〕

② 自然環境保全法に基づく環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）及び「静岡県自然環境保全条例」（昭和 48 年静岡県条例第 9 号）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区的区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区的区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区等は表 3.2-41 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に姫の沢鳥獣保護区がある。

表 3.2-41 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	存続期限	面積
鳥獣保護区	姫の沢	令和 2 年 10 月 31 日	311 ha

〔「令和元年度 静岡県鳥獣保護区等位置図」（静岡県、令和元年度）より作成〕

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 1 年 6 月 14 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づくラムサール条約湿地はない。

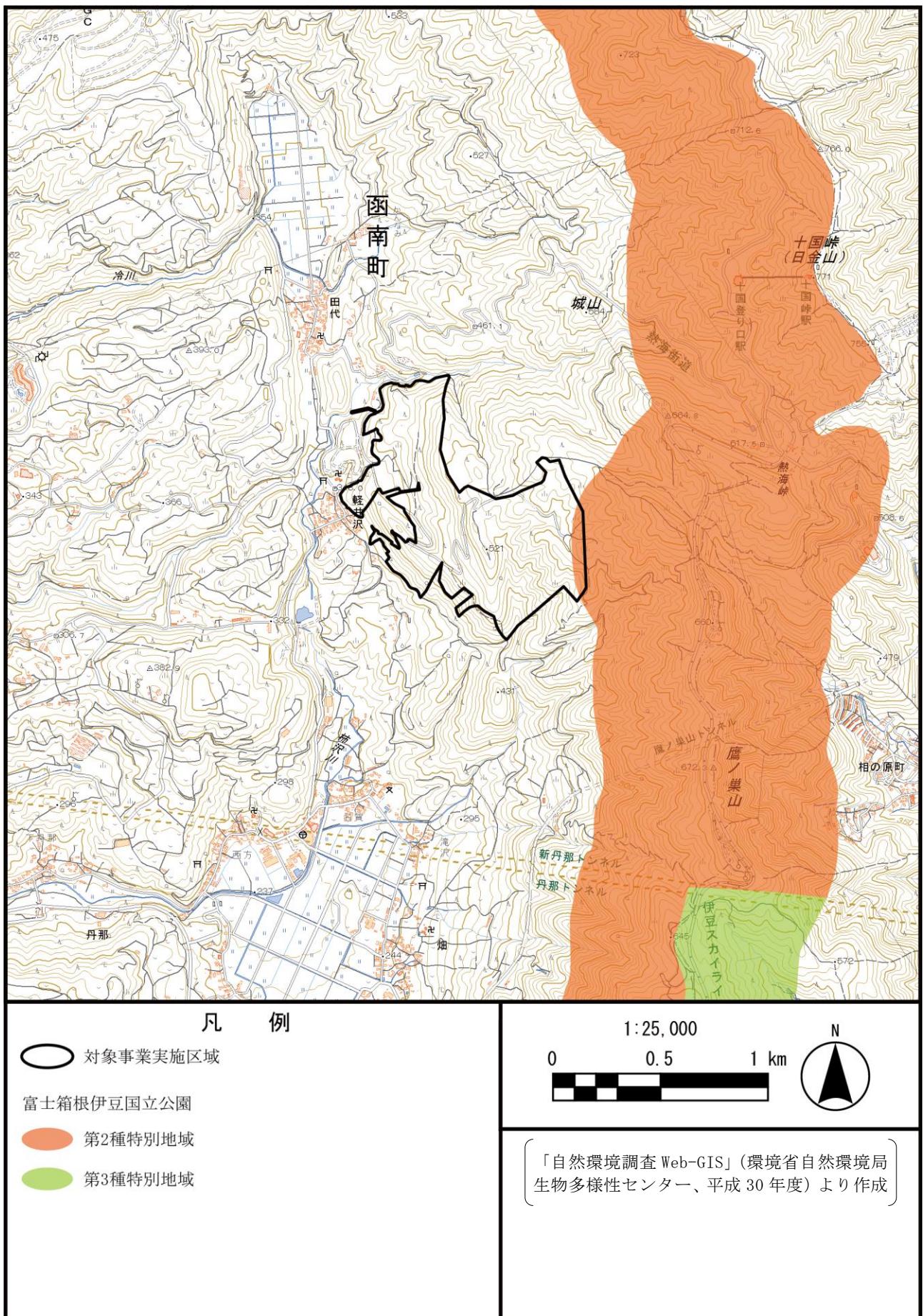


図 3.2-14 自然公園の状況

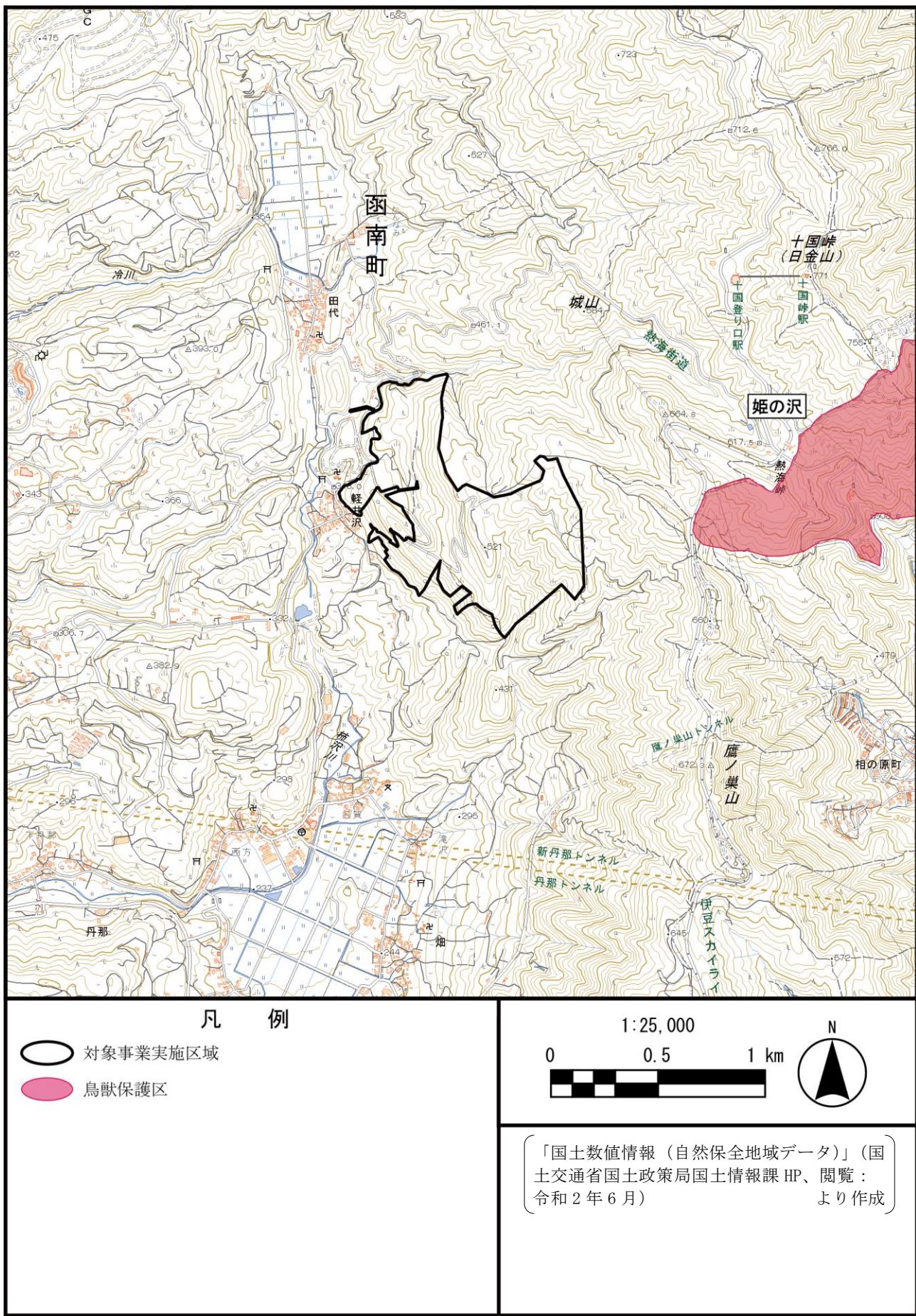


図 3.2-15 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 文化財

① 指定文化財

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日) 等に基づく指定文化財及び登録文化財の状況は、表 3.2-42 及び図 3.2-16 のとおりである。

表 3.2-42 指定文化財

種 別	指定者	名 称	所在地	指定年月日
天然記念物	函南町	火雷神社の断層	函南町田代	昭和 56 年 7 月 25 日
天然記念物	函南町	火雷神社の社叢	函南町田代	平成 6 年 8 月 10 日
史跡	熱海市	日金の伝三仙人塚	熱海市伊豆山 1151	昭和 52 年 4 月 25 日

「指定・登録文化財一覧」(函南町 HP、閲覧：令和 2 年 6 月)
 「数字で見る函南町（文化財）」(函南町 HP、閲覧：令和 2 年 6 月)
 「熱海市内文化財一覧」(熱海市 HP、閲覧：令和 2 年 6 月)
 「静岡県 ふじのくに文化財マップ」(ArcGIS Online、閲覧：令和 2 年 6 月) より作成

表 3.2-43 登録文化財

種 別	指定者	名 称	所在地	指定年月日
登録記念物 (名勝地関係)	国	十国峠（日金山）	函南町桑原・熱海市伊豆山他	平成 28 年 3 月 1 日

「指定・登録文化財一覧」(函南町 HP、閲覧：令和 2 年 6 月)
 「熱海市内文化財一覧」(熱海市 HP、閲覧：令和 2 年 6 月)
 「文化遺産オンライン」(文化庁 HP、閲覧：令和 2 年 6 月) より作成

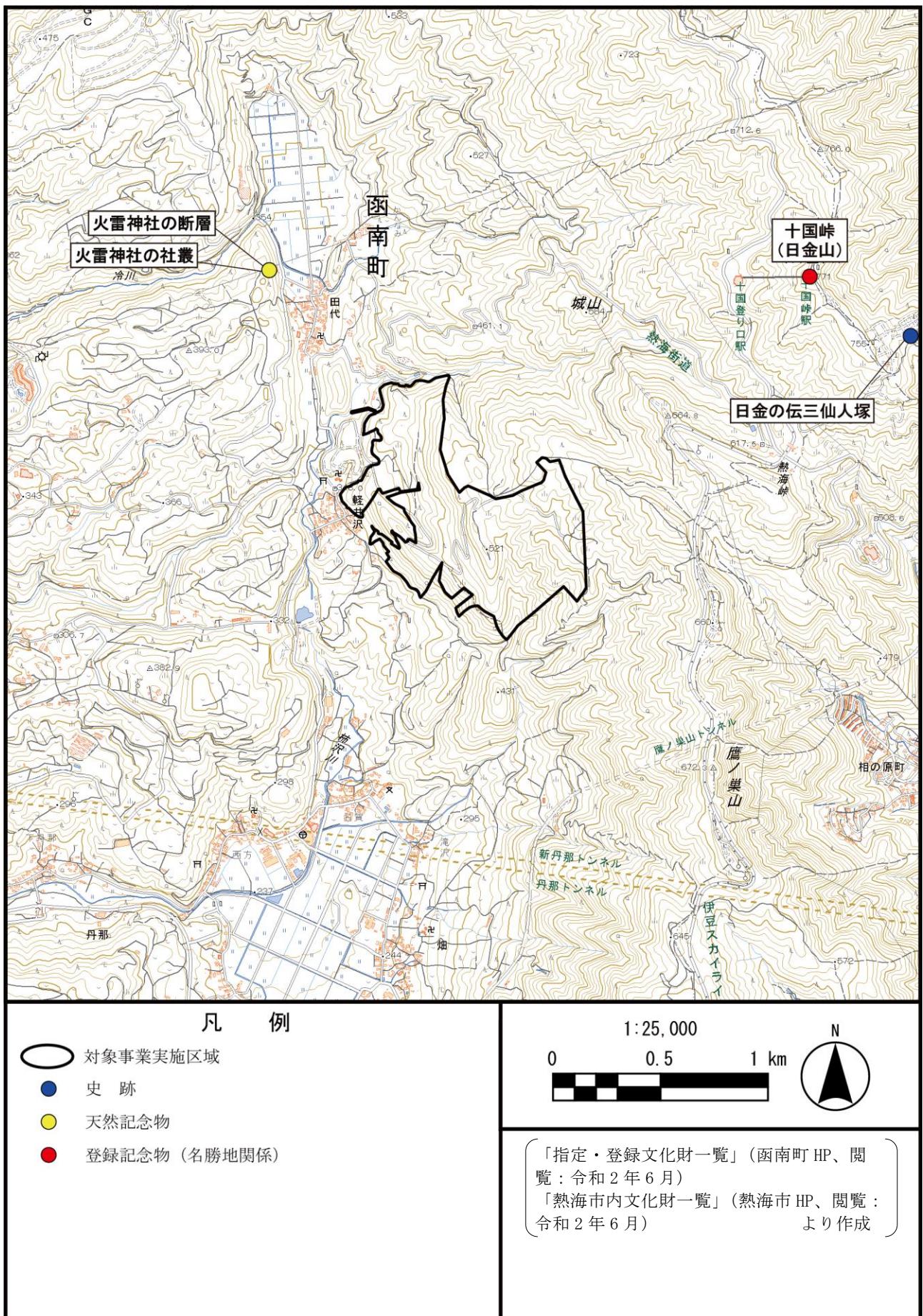


図 3.2-16 指定文化財

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地については、表 3.2-44 及び図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に分布している。

表 3.2-44 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡管理番号	埋蔵文化財包蔵地名	所在地	遺跡種類
53	大田原	函南町田代字大田原	遺跡
54	田代城 C	函南町桑原字大芝原	遺跡
55	城山	函南町田代字石荒田	遺跡
56	太田原	函南町田代字太田原	遺跡
57	田代城 B	函南町田代字太田原	遺跡
58	背戸山	函南町田代字背戸山	遺跡
59	絃巻山	函南町田代字細原向	城跡
60	田代城 A	函南町桑原字国見岳	遺跡
62	桑原狐ヶ峯	函南町桑原字狐ヶ峯	遺跡
63	狐ヶ峯	函南町桑原字狐ヶ峯	遺跡
64	土橋	函南町軽井沢字土橋	遺跡
65	笹ヶ久保	函南町軽井沢字笹ヶ久保	遺跡
66	大橋山	函南町軽井沢字大橋山	遺跡
67	境塚	函南町平井字境塚	遺跡
68	軽井沢大橋山	函南町軽井沢字大橋山	遺跡
69	平沢	函南町軽井沢字平沢	遺跡
70	宮ノ上	函南町丹那字宮ノ上	遺跡
71	寄居	函南町畠字寄居	遺跡
72	カラ沢	函南町畠字カラ沢・字半兵衛山	遺跡
73	細沢	函南町平井字細沢	遺跡
4	日金山経塚	熱海市伊豆山字日金山	—

注：1. 「—」は、該当がないことを示す。

2. 表中の遺跡管理番号は、図 3.2-17 中の番号に対応する。

〔「静岡県 GIS (埋蔵文化財)」(静岡県 HP、閲覧：令和 2 年 6 月) より作成〕

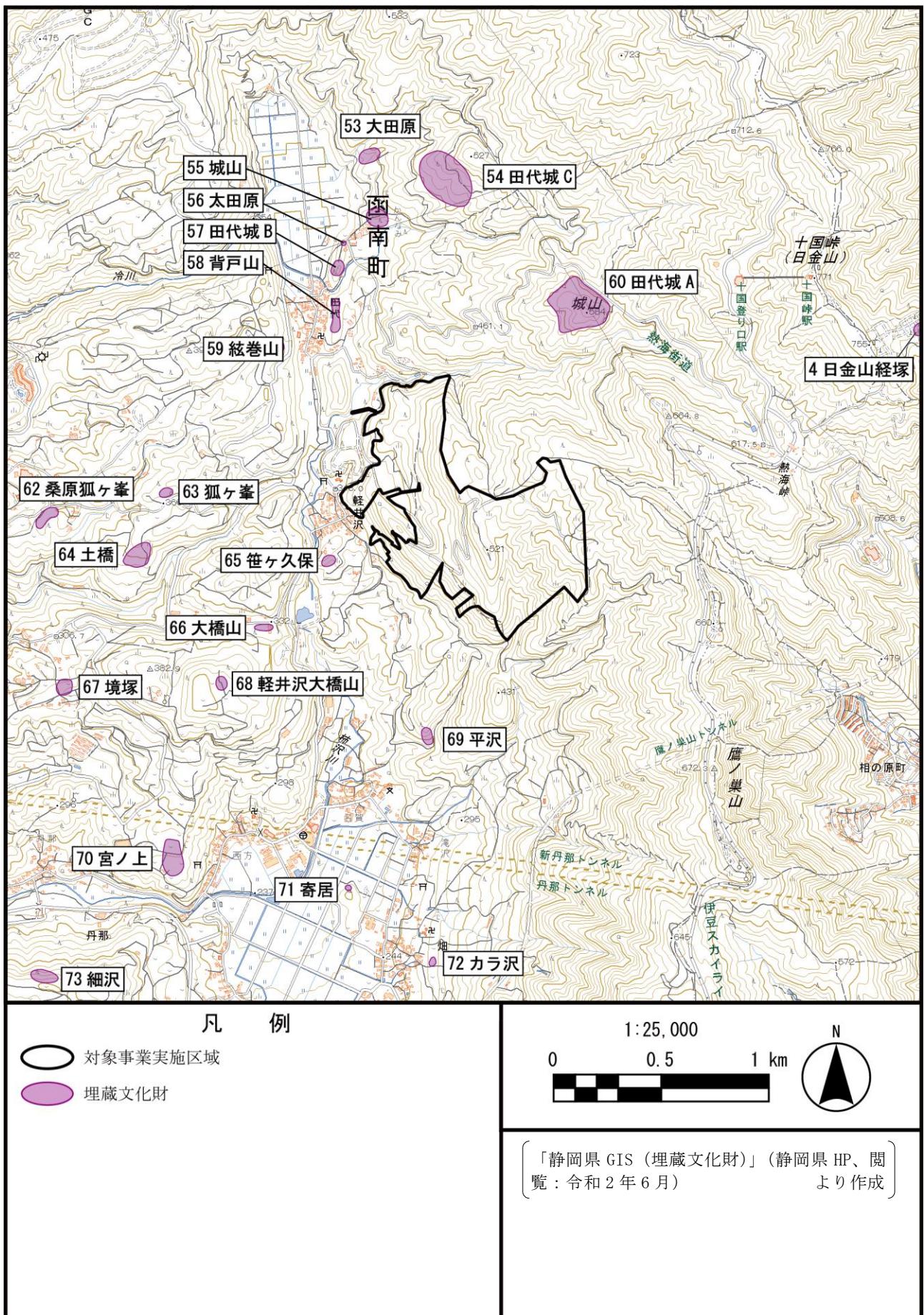


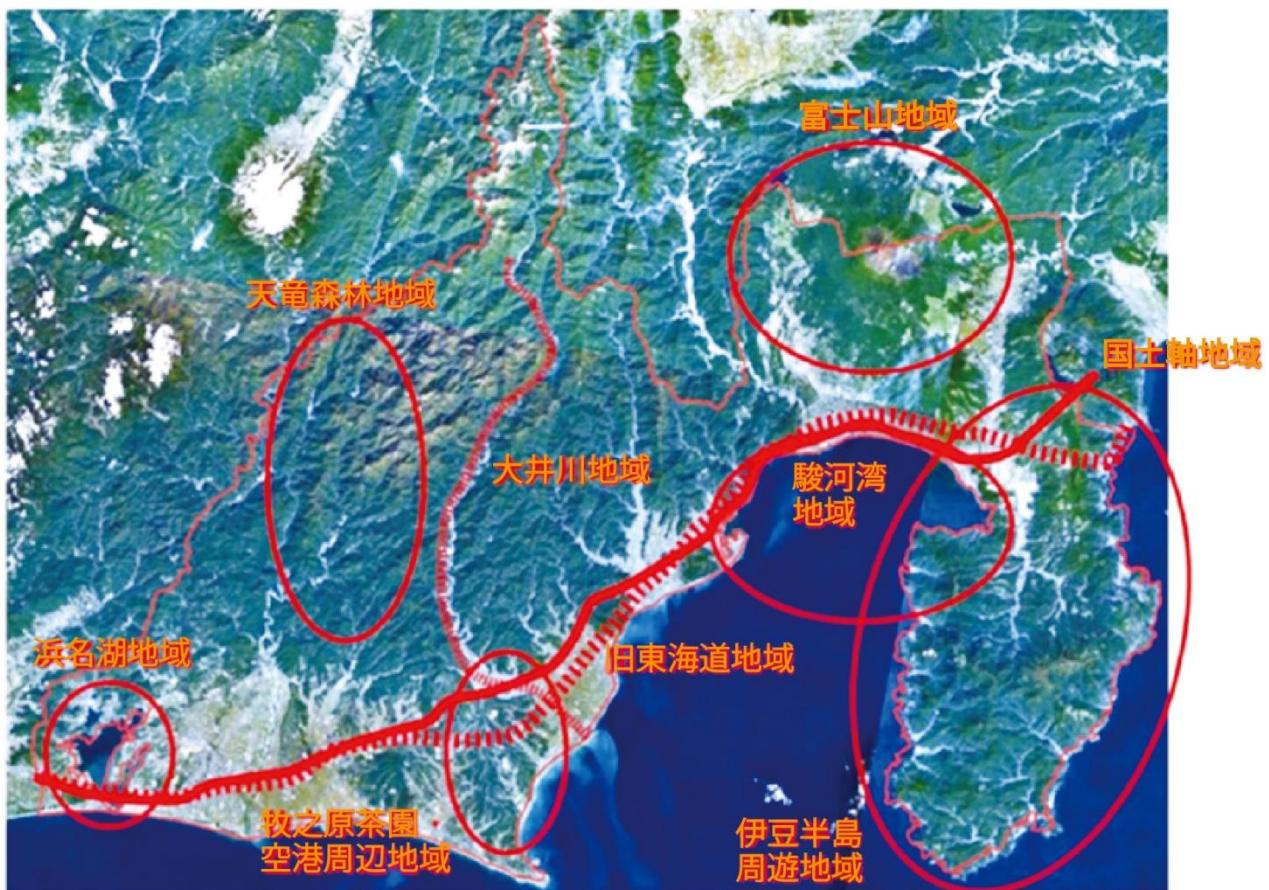
図 3.2-17 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 静岡県の景観計画区域

静岡県は、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 39 年 6 月 8 日）が制定されたことに伴い、「新静岡県景観形成ガイドプラン」（平成 18 年 3 月）策定し、県全体の景観形成の考え方を示す「静岡県景観形成指針」と、市町が景観形成を進める上での参考書となる「市町における景観形成の推進」の 2 構成とし、県が示す指針をもとに市町が具体的な取組を展開する、という構図が基本となっている。また、「ふじのくに景観形成計画」（静岡県、平成 29 年 3 月）を策定し、市町等に対して、景観形成の考え方や具体制度・方策等を示した「新静岡県景観形成ガイドプラン」（平成 18 年 3 月策定）から一步踏み込み、県の責務と役割の下、目指すべき姿、県が取り組むべき方策を示すとともに、これらを着実に実現していくための仕組みを構築する“景観形成マネジメント”を重視している。また、ガイドプランで定めた 9 つの景観形成重要地域のうち、4 つの地域（富士山、牧之原茶園・空港周辺、大井川流域、伊豆半島周遊）で協議会を設立し、このうち富士山地域と伊豆半島周遊地域に関しては、具体的な方策や実施時期を定めている。

なお、対象事業想定区域及びその周囲は「伊豆半島周遊地域」にあたる。



[「ふじのくに景観形成計画」（静岡県 HP、平成 29 年）より作成]

図 3.2-18 ガイドプランで定めた景観形成重要地域

② 函南町の景観計画区域

函南町の「景観まちづくり条例」は、町独自の良好な景観形成の方向性を明らかにし、町民・事業者・行政の協働により、函南町らしい魅力的な景観を守り、創り、活かす「景観まちづくり」を進めるため、2019年（平成31年）3月15日に制定された。

「景観法」第8条の規定により定められた景観計画区域について、函南町全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、建築物及び工作物の新築、都市計画法に規定する開発行為及び土石の採取その他の土地の形質の変更等、行為着手の30日前までの届出を義務付けている。

景観計画では、景観まちづくりの基本理念及び目標を踏まえ、景観まちづくりの区域における景観形成方針を景観構造別（ゾーン、景観拠点、景観軸及び眺望点）に定めている。

対象事業実施区域及びその周囲における景観構造別の分布状況等は表3.2-45及び図3.2-19のとおり、山地ゾーン、盆地ゾーン、丘陵地ゾーン、道路、河川及び富士山眺望点等が存在している。

表 3.2-45 景観構造の分布状況等（函南町）

景観構造		景観形成方針	
ゾーン	山地ゾーン	・豊かな緑と良好な自然環境の保全を図るとともに、函南のスカイラインを形成する山頂・稜線の保全を図る。	
	盆地ゾーン	・落ち着きのある牧歌的な景観、田園と一体となった集落地の景観を保全する。	
	丘陵地ゾーン	・無秩序な開発を抑制しつつ、豊かな緑と良好な自然環境の保全を図る。	
景観軸	道路	(主) 热海函南線 (热函道路)	・市街地、丘陵地、盆地、山地等、沿道の表情の変化にあわせ、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮した良好な道路景観を形成する。
		(一) 田原野函南停車場線	・周辺の自然環境や既存集落との調和に配慮した良好な道路景観を形成する。
		伊豆スカイライン	・箱根連山からの稜線を通る幹線道路として、富士山や街並み、既存集落の遠景や周辺の自然環境と調和した、開放的で美しい道路景観を保全する。
		(主) 热海箱根峠線	・箱根連山からの稜線を通る幹線道路として、富士山や街並み、既存集落の遠景や周辺の自然環境と調和した、開放的で美しい道路景観を保全する。
	河川	来光川	・市街地、田園、丘陵地等、表情が変化する周辺環境と調和した、緑豊かな河川景観を保全する。
		柿沢川	・田園、丘陵地、盆地等、表情が変化する周辺環境と調和した、緑豊かな河川景観を保全する。
		函南冷川	・周辺の自然環境と調和した河川景観を形成する。
眺望点	富士山 眺望点	主要な富士山眺望点 (10箇所)	・眺望点の確保・保全・整備と、富士山の眺望景観の保全を図る。

〔「函南町景観計画」（函南町 HP、閲覧：令和 2 年 6 月）

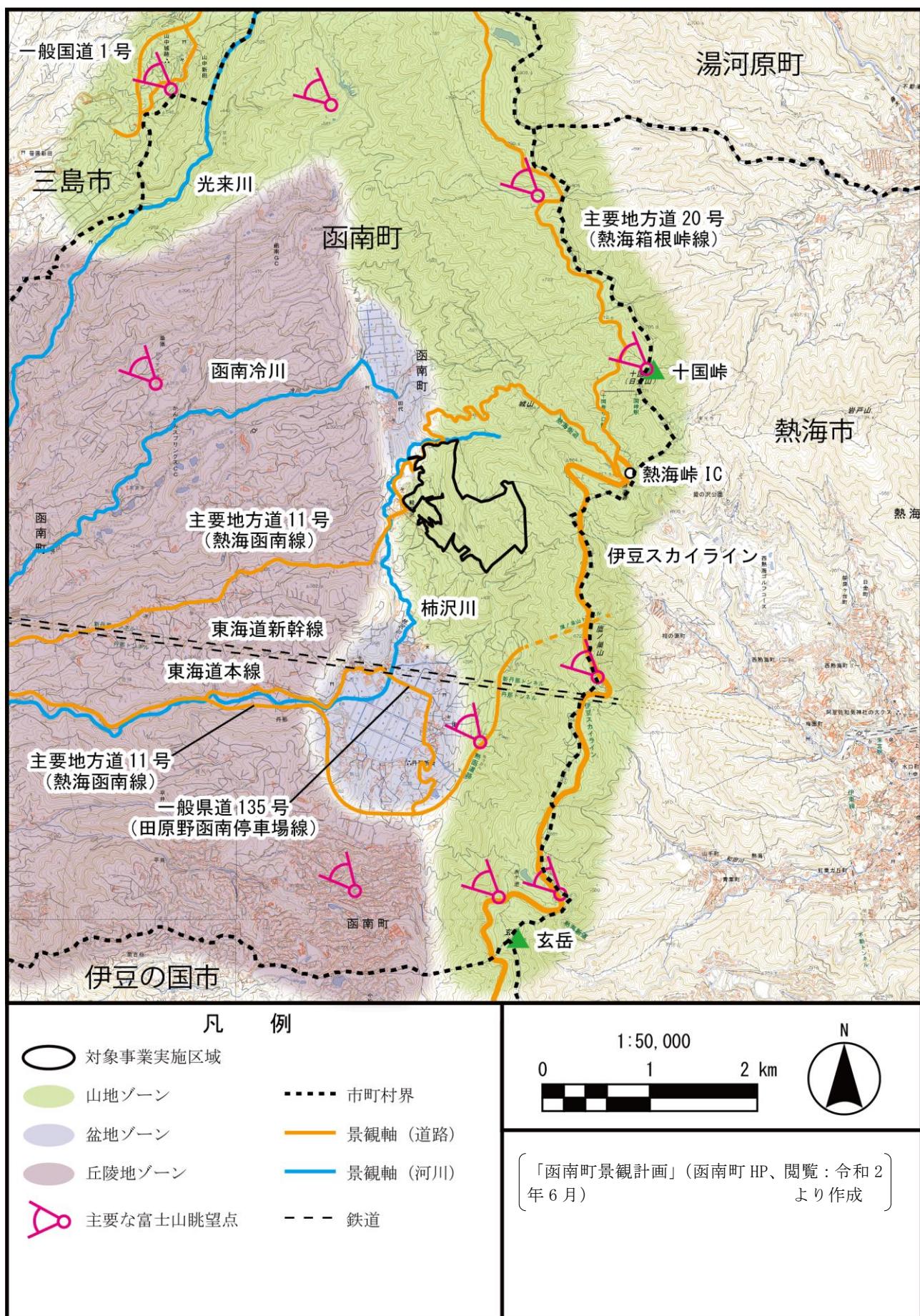


図 3.2-19 景観構造の分布状況等 (函南町)

③ 热海市の景観計画区域

热海市は、平成4年に制定した「热海市都市景観条例」により、热海らしい景観形成にとりくむ仕組みを構築し、全市を対象とした建築物や工作物の景観誘導に取り組んできた。

全市の景観の方向性を示すマスター・プランとしての役割と個別建築物等に対する景観形成に関する誘導内容を明確にするため、景観法に基づく景観計画を平成19年5月1日に策定した。

「景観法」第8条の規定により定められた景観計画区域について、热海市全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、建築物及び工作物の新築、色彩の変更等（高さ、面積等基準あり）といった行為には、行為着手の30日前までの届出を義務付けている。

景観計画では、表3.2-46のとおり、景観形成の目標や基本方針を踏まえ、热海の特徴的な美しい景観を守っていくとともに、各地域の個性を育てるための具体的な方針として、次の3つの分類により、景観形成の方針を示している。対象事業実施区域及びその周囲には、山地・丘陵地、住宅（热海地区）、幹線道路・鉄道等が存在している。

対象事業実施区域の周囲における景観類型による区分の分布状況は図3.2-20のとおりである。

表3.2-46 (1) 热海市の景観形成方針の3つの分類（類型別景観）

山地・丘陵地		「豊かな山地、丘陵地の保全と活用を図るゾーン」、「優良農地の保全を図るゾーン」
泉地区	住宅地 (泉地区)	泉地域の「定住化のための居住環境の確保を図るゾーン」
	観光・商業地 (泉地区)	泉地域の「観光商業関連土地利用の維持と充実を図るゾーン」
伊豆山地区	住宅地 (伊豆山地区)	伊豆山地域の「定住化のための居住環境の確保を図るゾーン」
	観光・商業地 (伊豆山地区)	伊豆山地域の「観光商業関連土地利用の維持と充実を図るゾーン」
	観光・商業地 (伊豆山神社地区)	伊豆山神社地域の「観光商業関連土地利用の維持と充実を図るゾーン」
热海地区	住宅地 (热海地区)	热海1地域、热海2地域（初島を除く）の「定住化のための居住環境の確保を図るゾーン」
	観光・商業地 (热海地区)	热海1地域、热海2地域（初島を除く）の「観光商業関連土地利用の維持と充実を図るゾーン」
南热海地区	住宅地 (南热海地区)	多賀地域、網代地域の「定住化のための居住環境の確保を図るゾーン」
	観光・商業地 (南热海地区)	多賀地域の「観光商業関連土地利用の維持と充実を図るゾーン」
初島地区		初島全域

〔「热海市景観計画」（热海市HP、閲覧：令和2年6月）〕

表 3.2-46 (2) 热海市の景観形成方針の3つの分類（構造別景観）

拠点的地区	熱海駅周辺地区
	渚・和田浜地区
	起雲閣周辺地区
幹線道路・鉄道	国道135号、伊豆スカイライン、熱海ビーチライン、JR東海道本線・東海道新幹線、JR伊東線
河川	千歳川、初川、糸川、和田川、宮川、大川、水神川
海辺・海岸線	海岸線全般
斜面農地及びその周辺	泉、南熱海地区の斜面地の果樹畠
漁港及びその周辺	網代港
市街地内の市民や観光客がよく訪れる場所からの眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・熱海港埋立地 ・熱海城前広場 ・MOA美術館 ・熱海港防波堤 ・小山臨海公園
自然を中心としたパノラマ景観	<ul style="list-style-type: none"> ・岩戸山 ・十国峠 ・鷹ノ巣山 ・玄岳 ・朝日山 ・林道中野線 ・桜の名所散策路 ・網代測候所周辺 ・頼朝ライン
市内を移動する人から	<ul style="list-style-type: none"> ・国道135号 ・熱海ビーチライン ・JR東海道本線・東海道新幹線 ・JR伊東線

〔「热海市景観計画」（热海市 HP、閲覧：令和2年6月）〕

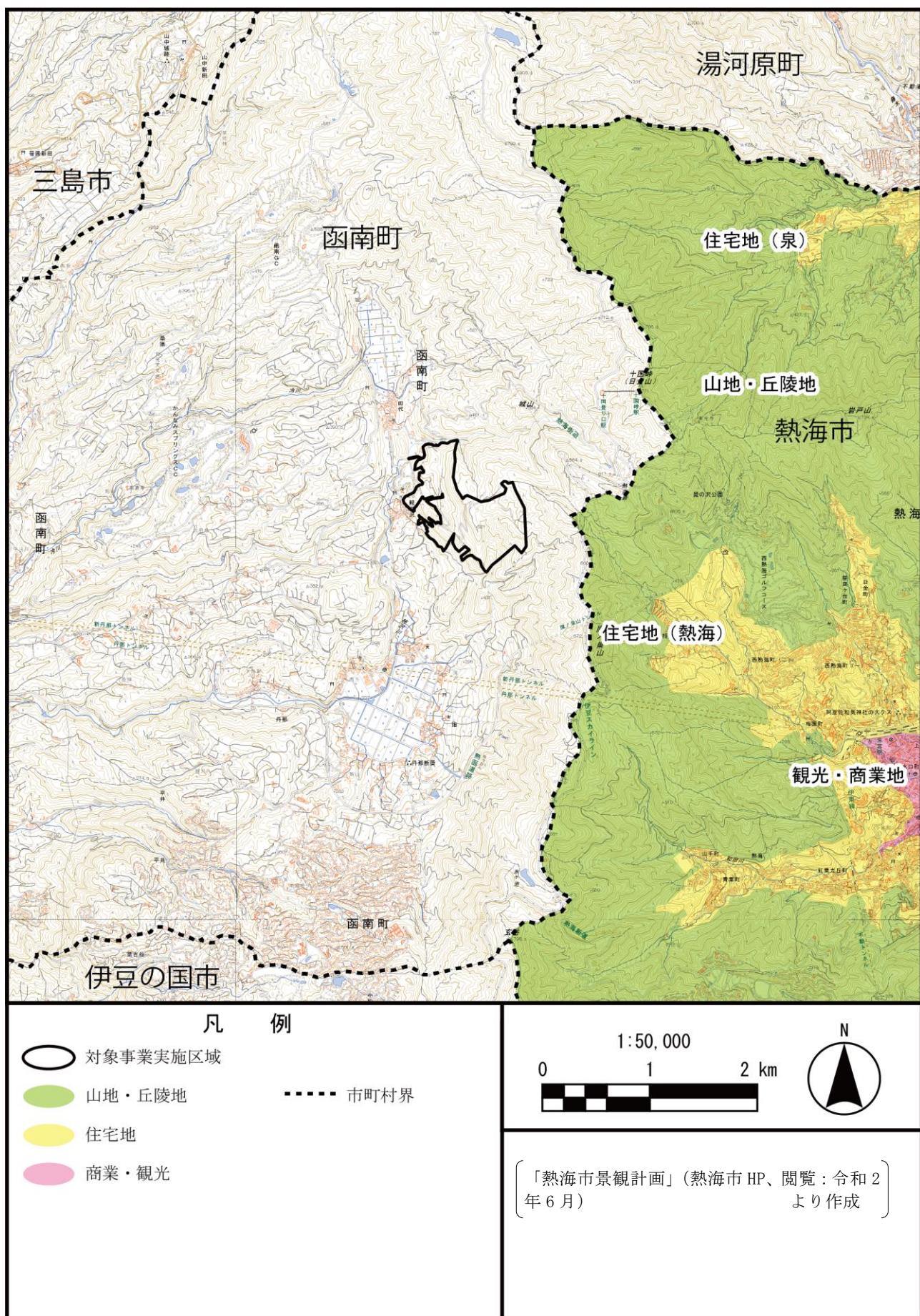


図 3.2-20 景観類型による区分の分布状況

④ 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）により指定された風致地区は図 3.2-21 のとおり、対象事業想定区域の周囲に分布している。

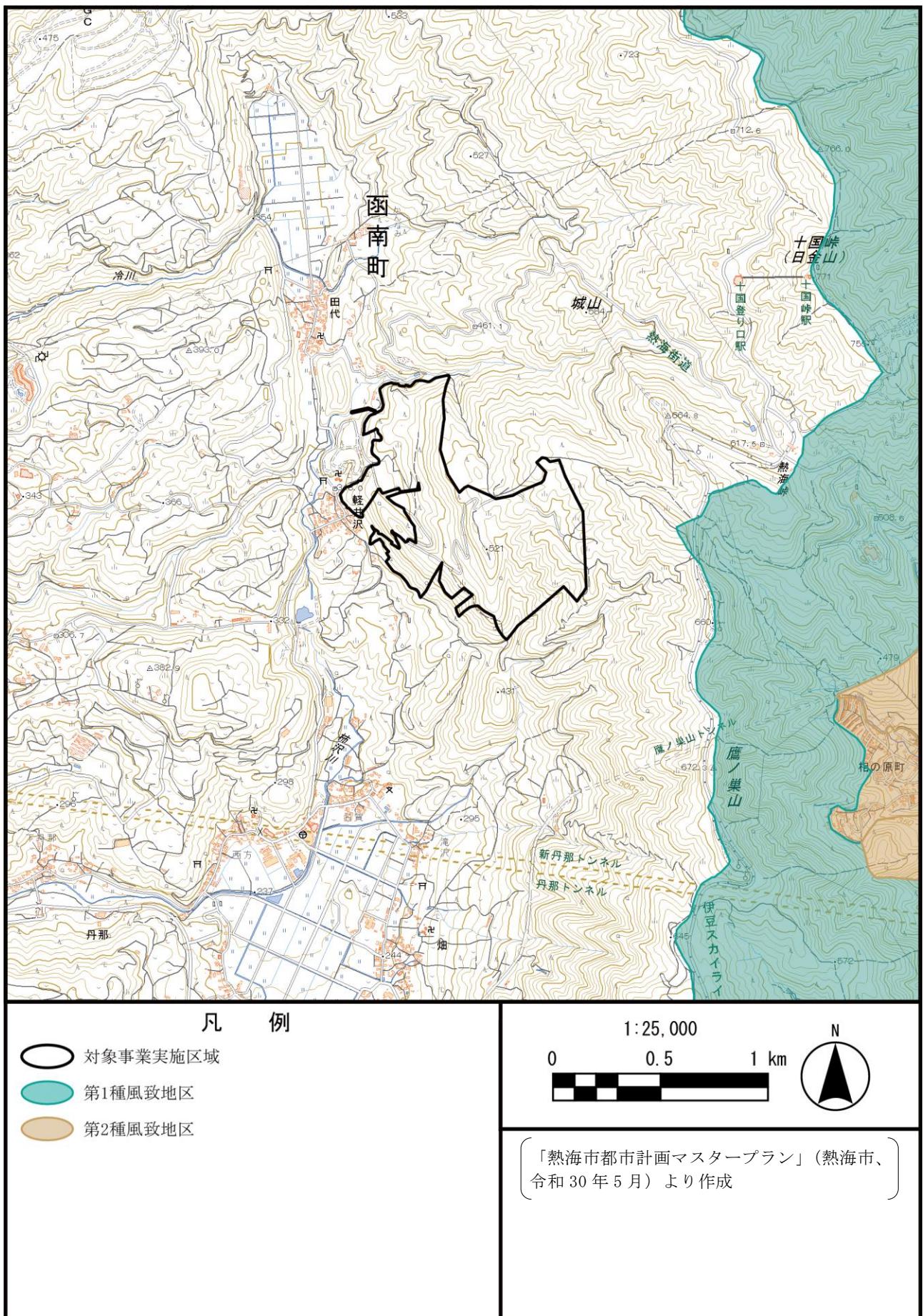


図 3.2-21 風致地区

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には保安林が分布している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-23 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には砂防指定地が分布している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域はない。

⑤ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づく宅地造成工事規制区域は図 3.2-24 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には宅地造成工事規制区域が分布している。

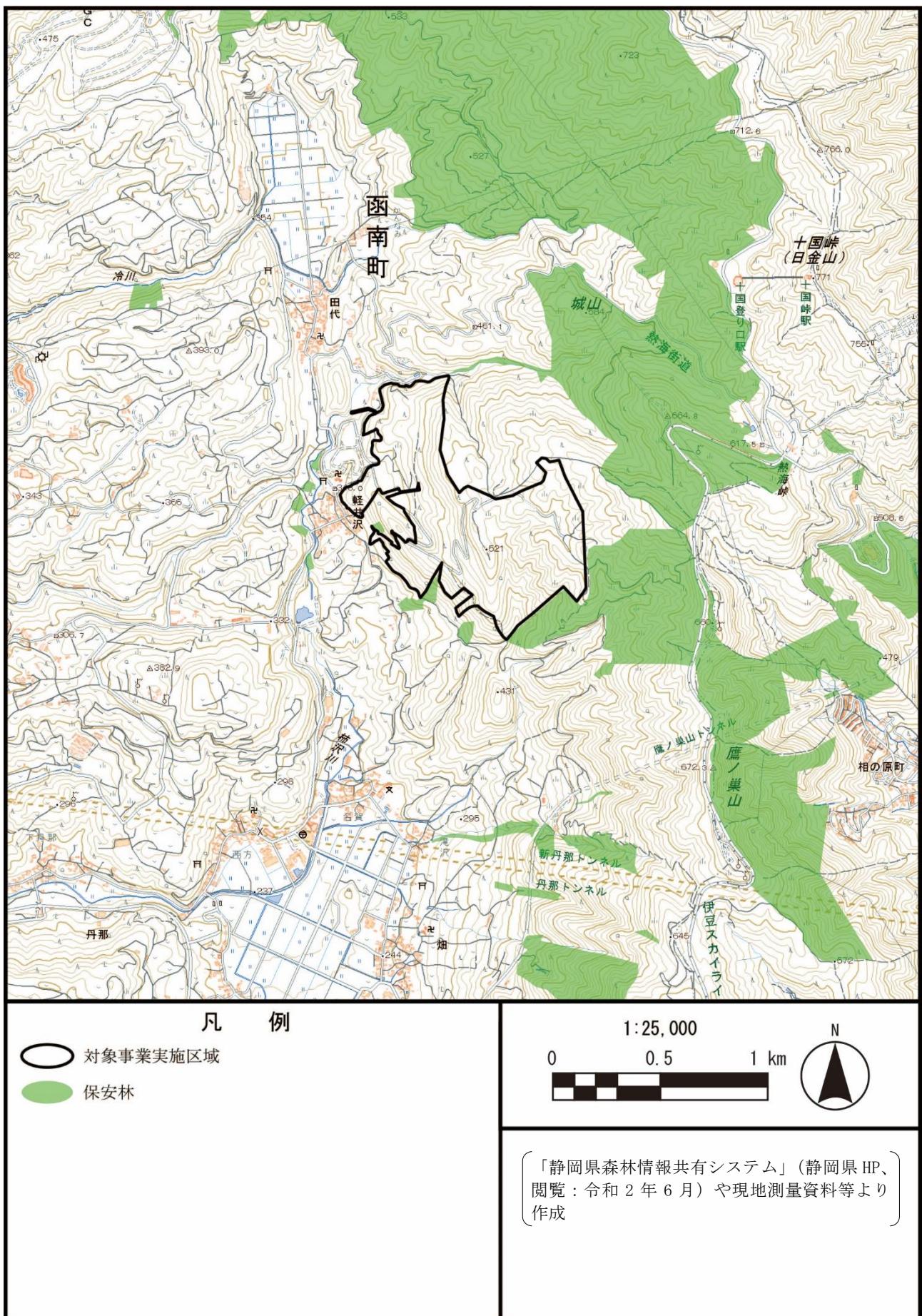


図 3.2-22 保安林の指定状況

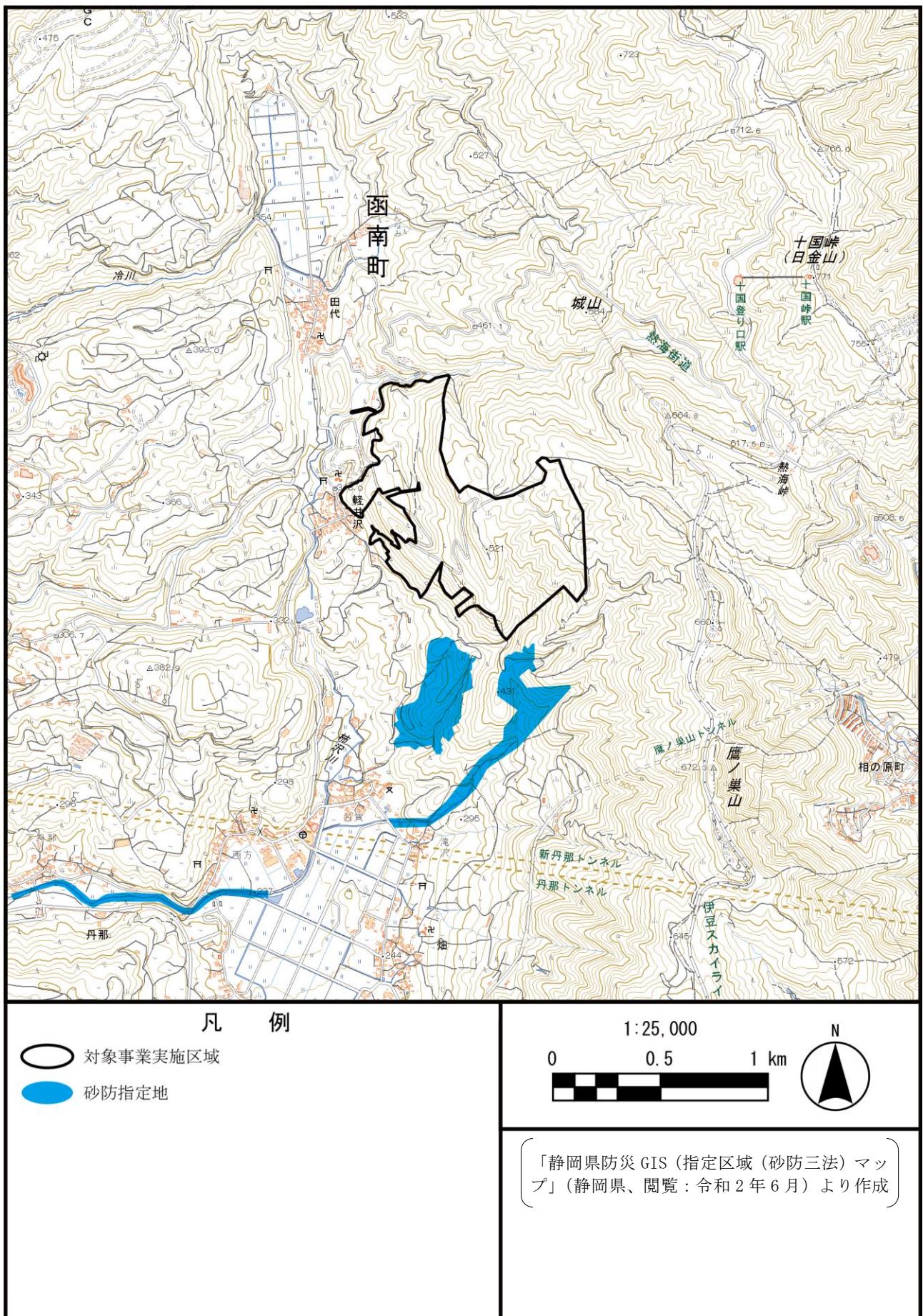


図 3.2-23 砂防指定地の指定状況

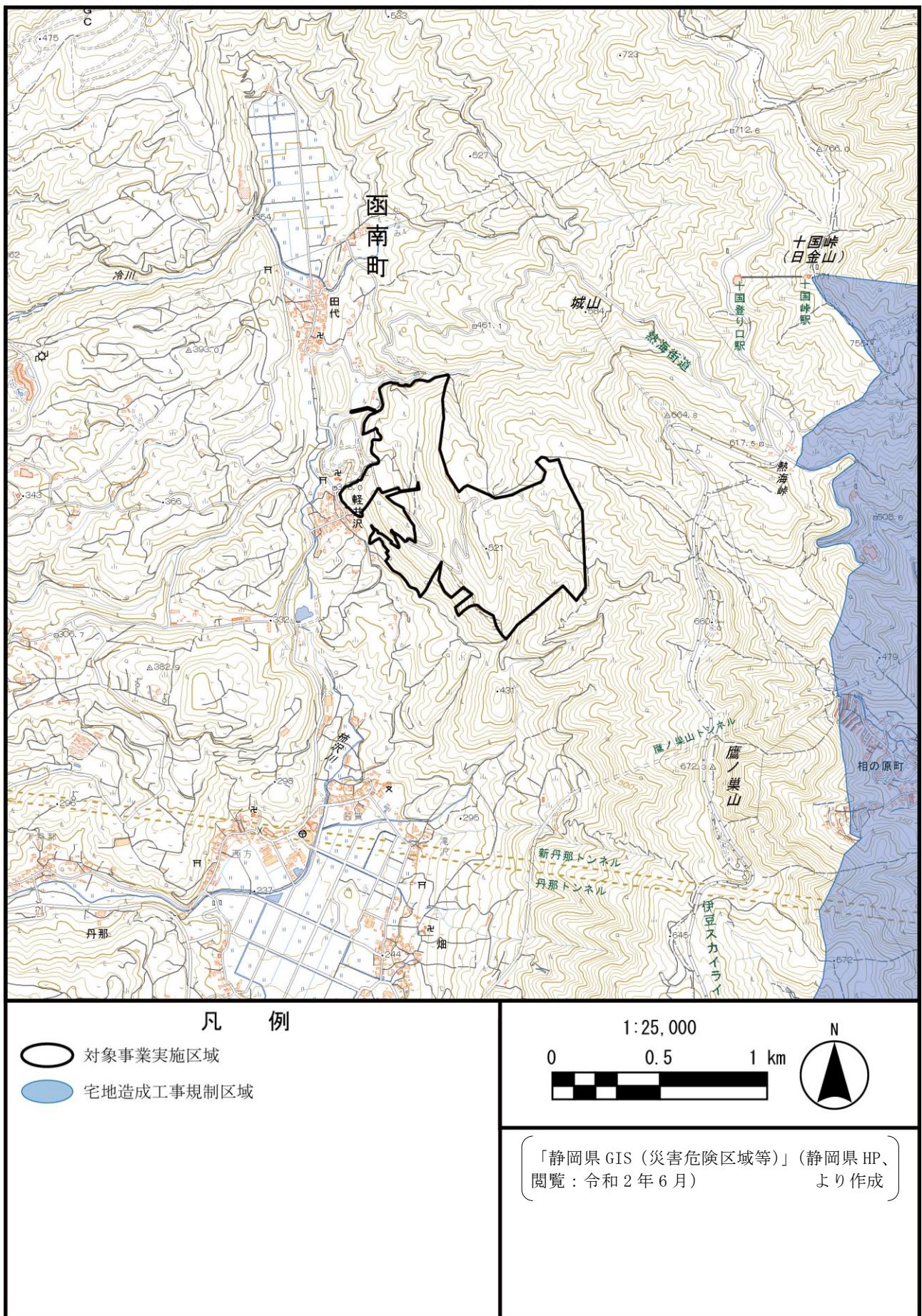


図 3.2-24 宅地造成工事規制区域の指定状況

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-25 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は分布している。

⑦ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は図 3.2-26 のとおりであり、対象事業実施区域には山腹崩壊危険地区が分布し、その周囲には山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が分布している。

⑧ 国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所

国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は、都道府県が土砂災害の危険性のある箇所を机上調査で抽出したもので、国土交通省が平成 14 年に発表している。対象事業実施区域及びその周囲における、土砂災害危険箇所は図 3.2-27 のとおりであり、対象事業実施区域には土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が分布し、その周囲には土石流危険渓流、土石流危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所が分布している。

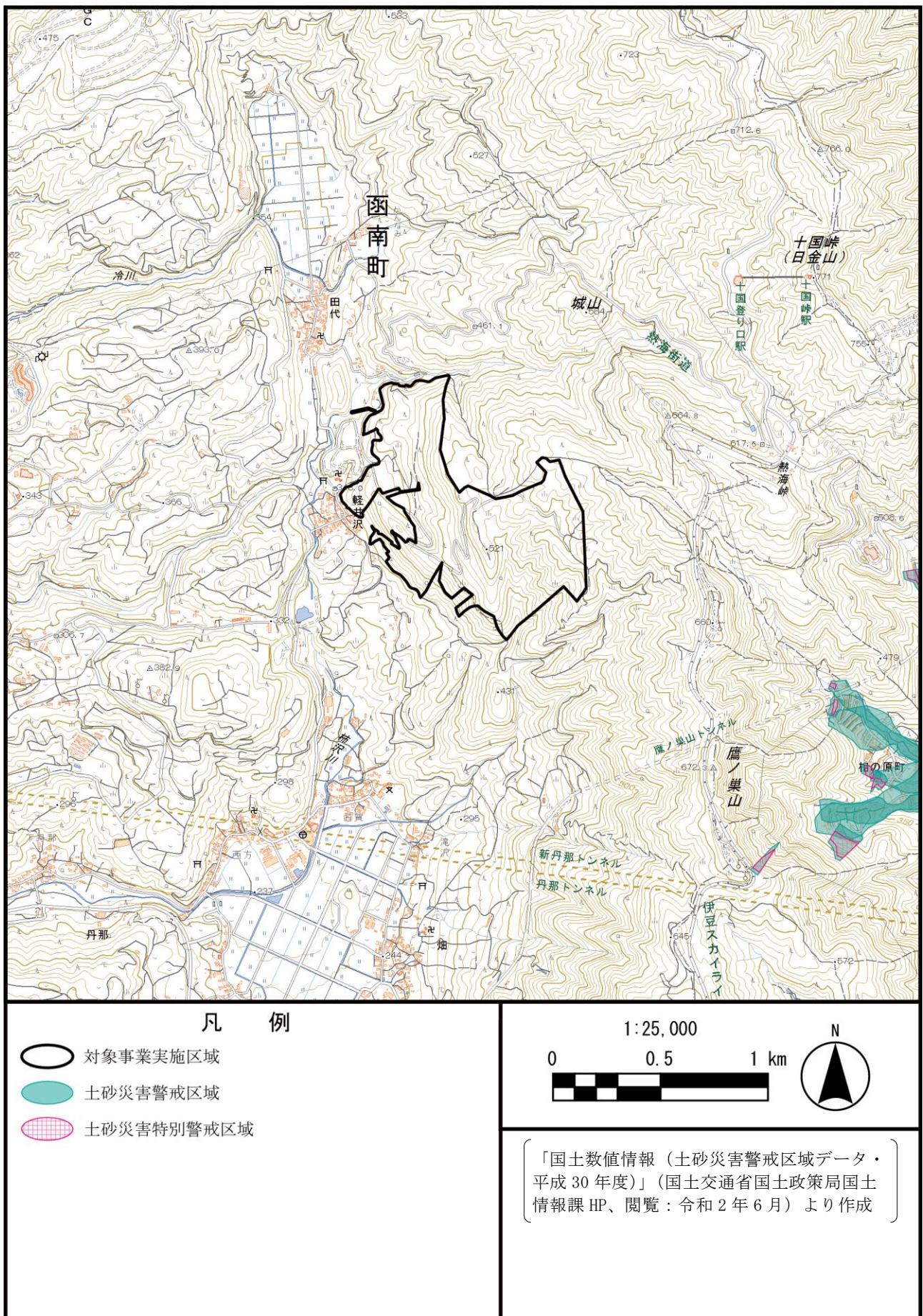


図 3.2-25 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

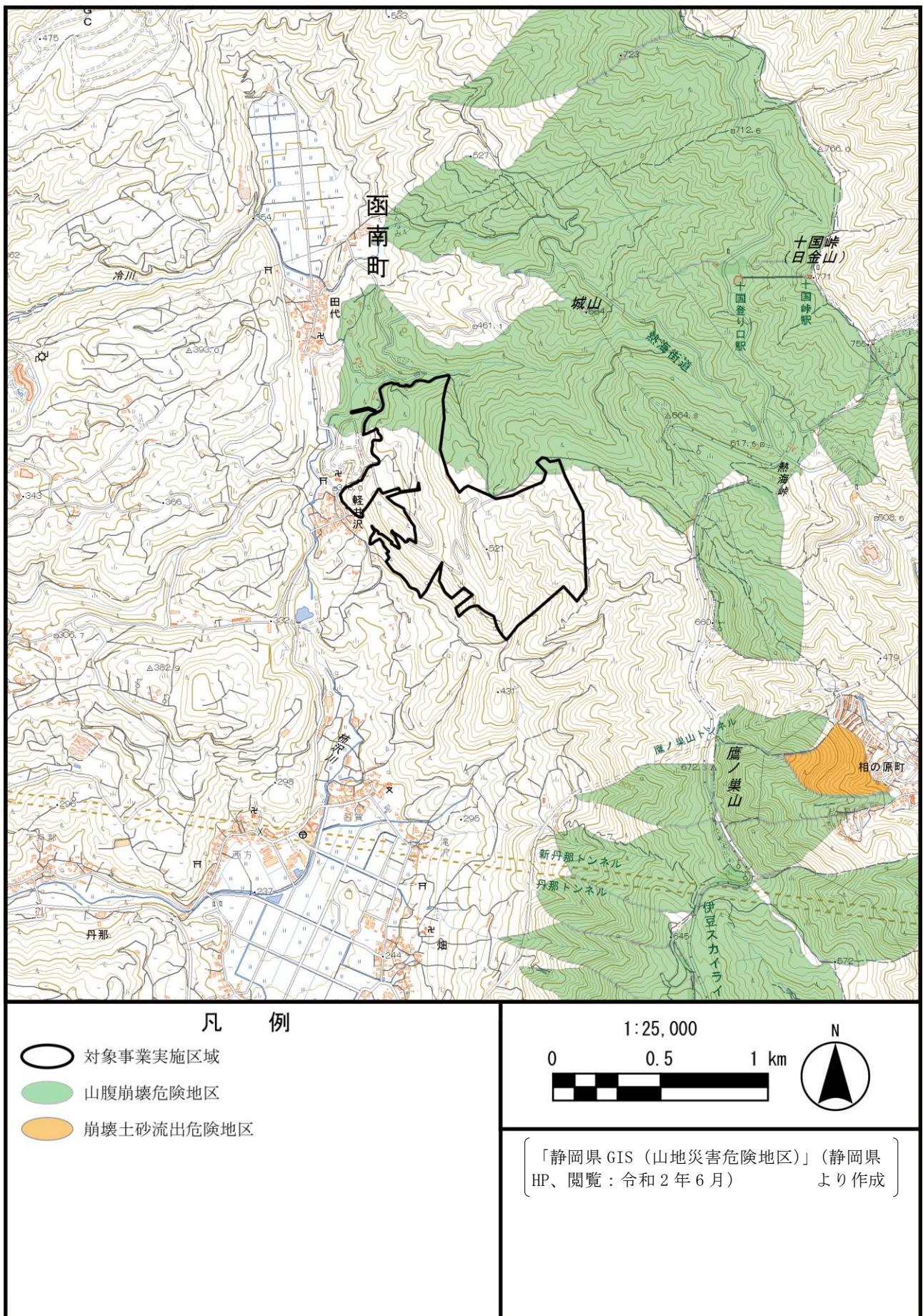


図 3.2-26 山地災害危険地区的指定状況

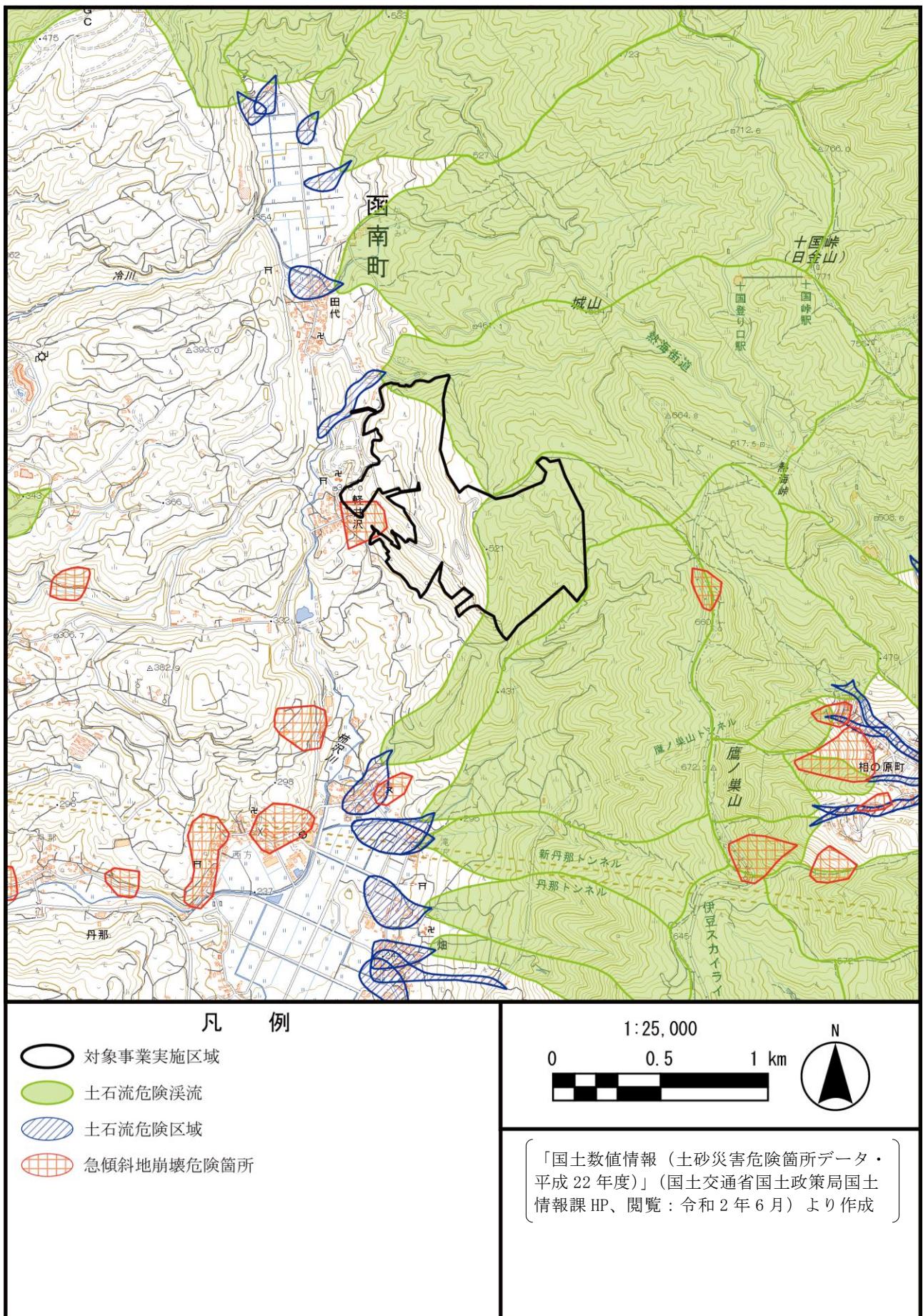


図 3.2-27 土砂災害危険箇所の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表3.2-47のとおりである。

表3.2-47 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			函南町	熱海市	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×
公害防止	環境基本法	水質類型指定	○	○	○	×
		騒音類型指定	○	○	○	○
	大気汚染防止法	ばい煙に係るいおう酸化物排出規制	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	総量規制指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○
	土壤汚染対策法	指定区域	×	×	×	×
	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	○	○	○	○
		国定公園	×	×	×	×
	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	×	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
	静岡県自然環境保全条例	環境保全地域（自然・環境）	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	○	○	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	×	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	×
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○
	国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険個所	○	○	○	○

注：1. 「○」は指定等あり、「×」は指定等なしを示す。